

1 津島市防災会議条例

昭和38年3月15日条例第2号

〔注〕平成24年10月から改正経過を注記した。

改正

平成12年3月31日条例第13号

平成24年10月1日条例第33号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、津島市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 津島市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務をとること。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員25人以内をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 愛知県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (2) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (3) 市の教育委員会の教育長
- (4) 市の消防機関の長のうちから市長が任命する者
- (5) 市の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (6) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (7) 市長が特に必要と認めて任命する者

6 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛知県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第5条 防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 防災会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き議決をすることができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の組織及び運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日条例第13号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月1日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 津島市防災会議委員名簿

会 長 津島市長 日 比 一 昭

機 関 名	職 名	根 拠 条 文
愛知県津島警察署	署 長	条例第3条第5項第1号
津島市	副 市 長	条例第3条第5項第2号
津島市教育委員会	教 育 長	条例第3条第5項第3号
津島市消防本部	消 防 長	条例第3条第5項第4号
津島市消防団	団 長	〃
西日本電信電話株式会社 東海支店設備部	部 長	条例第3条第5項第5号
日本郵便株式会社津島郵便局	局 長	〃
東邦ガス株式会社設備部 名古屋地域センター笠寺事業所	所 長	〃
中部電力パワーグリッド株式会社 津島営業所	所 長	〃
津島瓦斯株式会社	取締役社長	〃
一般社団法人愛知県トラック協会	会 長	〃
名古屋鉄道株式会社津島駅	駅 長	〃
一般社団法人愛知県L P ガス協会 西部支部海部北分会	防 災 担 当	〃
津島市議会	議 長	条例第3条第5項第7号
愛知県海部県民事務所	所 長	〃
愛知県津島保健所	所 長	〃
愛知県海部農林水産事務所	所 長	〃
愛知県海部建設事務所	所 長	〃
海部地区水防事務組合	事 務 局 長	〃
一般社団法人津島市医師会	会 長	〃
津島市歯科医師会	防 災 担 当	〃
一般社団法人津島海部薬剤師会	防 災 担 当	〃
津島市赤十字奉仕団	委 員 長	〃
西尾張 CATV 株式会社	社 長	〃

3 津島市防災会議運営要綱

(昭和38年3月制定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、津島市防災会議条例（昭和38年津島市条例第2号）第6条の規定に基づき津島市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の代理者)

第2条 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員は、あらかじめ前項の代理者を指名し会長に届けておかななければならない。

(異動等の報告)

第3条 防災会議の委員に異動等があった場合は、後任者はその役職名、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

(会議の招集)

第4条 防災会議の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を記載しなければならない。

(会議録)

第5条 会長は、必要に応じて会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 防災会議の日時、場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 防災会議に付した案件及び議事の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他参考事項

(専決処分)

第6条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号に掲げるものについて専決処分することができる。

- (1) 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (2) 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- (3) 関係行政機関等の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
- (4) 防災会議を招集する暇がないと認めるときに津島市災害対策本部を設置すること。

2 会長は、前項の規定により、専決処分したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 防災会議の庶務は、市長公室危機管理課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和38年3月15日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

4 津島市災害対策本部条例

昭和38年3月15日条例第3号

〔注〕平成24年10月から改正経過を注記した。
改正

平成10年3月31日条例第18号

平成24年10月1日条例第34号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、津島市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、本部の事務を分掌させるため、必要と認める数の部を置く。

2 部に部長及び部員を置く。

3 部長は、災害対策本部員のうちから、部員は、その他の職員のうちから本部長が指名する。

4 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

5 部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月31日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年10月1日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

5 津島市災害対策本部要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、津島市災害対策本部条例（昭和38年津島市条例第3号）第5条の規定に基づき、津島市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織及び分掌事務)

第2条 本部に別表第1に掲げる部、班を置き、同表に掲げる事務を分掌させる。

2 部に部長、班に班長、副班長及び班員を置き、それぞれ同表に掲げる職にある者をもって充てる。

3 部長及び班長は、それぞれ上司の命を受けて所管の業務を掌握し、所属班員を指揮監督する。

4 班員は、上司の命を受けて班務に従事する。

(副本部長)

第3条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長、教育長をもって充てる。

(災害対策本部の職務の代行)

第4条 本部長に事故あるときは、津島市業務継続計画に定める「災害対策本部意思決定権限 代行順序」によるものとする。

(本部員)

第5条 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、別表第2に掲げる職にある者、その他本部長が特に必要と認める者をもって充てる。

(本部の設置及び廃止)

第6条 本部長は、次に掲げる本部設置基準に該当する場合で必要と認めるときは、本部を市役所内に設置する。

(1) 市域に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、大雨警報、暴風警報、洪水警報の1以上が発表され、災害が発生する恐れがあるとき。

(2) 市域に震度5弱以上の地震が発生したとき、又は震度4以下でも市域に被害が発生した場合。

(3) 上記以外で市域に相当規模な災害が発生する恐れがあるとき、又は相当規模な災害が発生した場合。

2 本部室に「津島市災害対策本部」の標示をする。

3 本部室には、あらかじめ指名する本部員等を配備する。

4 本部長は、市域に災害の発生のおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、本部を廃止する。

5 本部長は、本部を設置し、又は廃止したときは、その旨を直ちに関係機関に通知するものとする。

(本部員会議)

第7条 本部に災害予防及び災害応急対策に関する事項の実施について協議するため、本部員会議を置く。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

3 本部員会議は、必要に応じて本部長が招集し、会議の議長は本部長が充たる。

(本部事務局)

第8条 本部に事務局を置く。

2 本部事務局は、次の各号に掲げる事務を行う。

(1) 災害予防及び災害応急対策に関し、本部の各組織及び本部と関係機関との連絡調整に関すること。

(2) 気象情報等の収集、伝達に関すること。

(3) 本部員会議に関すること。

3 本部事務局に事務局長を置き、危機管理課長をもって充てる。

4 事務局長は、事務局の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

(派遣要請)

第9条 本部長は、必要があると認めるときは、国、県その他関係機関に対して本部への職員の派遣を要請するものとする。

(現地災害対策本部)

第10条 本部長は、必要があると認めるときは、災害現地に現地災害対策本部を設置することができる。

(雑 則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本部の組織等に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年8月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合においては、改正前の津島市災害対策本部要綱第3条及び別表第2の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「助役」とあるのは、「副市長」とする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

津島市災害対策本部分掌任務

部 名	部 長	班 名	班 長	副班長	班 員 (所属課名)	分 掌 事 項
・市長公室 部	・市長公室 長	・危機管理 班	・危機管理 課長	・危機防災グ ループリー ダー	・危機管理 課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部の設置・運営に関する事。 2. 避難情報の発令に関する事。 3. 気象情報、警報、注意報及び災害情報等の受領・伝達に関する事。 4. 被害状況等の各種情報の集約・伝達、報告に関する事。 5. 各部の総合連絡調整に関する事。 6. 災害救助法の適用申請に関する事。 7. 防災関係機関や関係市町村等との連絡調整に関する事。 8. 遺体安置所の確保に関する事。 9. 協力団体受入の取りまとめに関する事。 10. 自主防災会との連絡・調整に関する事。 11. 災害復興計画の取りまとめに関する事。
		・情報班	・シティプ ロモーシ ョン課長	・企画政策課 長	・シティプ ロモーシ ョン課 ・企画政策 課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 警報・注意報及び災害情報等の市民への伝達に関する事。 2. 避難勧告又は命令など地域住民への広報に関する事。 3. 電気通信・ガス・交通機関などの応急復旧情報の収集に関する事。 4. 報道機関との情報交換に関する事。 5. 各種情報ツールを活用した災害対策の広報に関する事。 6. 災害記録、写真・映像等の撮影及び整理に関する事。 7. 部内の連絡調整に関する事。
		・職員班	・人事秘書 課長	・人事グル ープリー ダー	・人事秘書 課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 職員の参集・安否の確認に関する事。 2. 職員の人事替え、任命替えに関する事。 3. 派遣職員（他団体からの応援職員）の受け入れに関する事。

部 名	部 長	班 名	班 長	副班長	班 員 (所属課名)	分 掌 事 項
						4. 幹部職員の秘書業務に関する事。 5. 本部長、副本部長、国・県関係職員等の災害地視察への対応に関する事。 6. 職員の健康管理に関する事。* 7. 職員の給与・報酬の支払いに関する事。* 8. 応急対策要員（臨時職員）の確保に関する事。* （*：業務継続計画には掲載していないが、分掌事項とするもの）
・総務部	・総務部長	・総務班	・総務デジタル課長	・庶務グループリーダー	・総務デジタル課	1. 被害状況等の各種情報の収集、整理及び伝達に関する事。 2. 災害関係文書の受理、配布及び発送に関する事。 3. 電算システムの被害調査・復旧に関する事。 4. 部内の連絡調整に関する事。
		・財政・調達班	・財政課長	・財政グループリーダー	・財政課	1. 庁舎の被害状況の確認に関する事。 2. 来庁者の安全確保及び避難誘導に関する事。 3. 市有財産等の被災状況の取りまとめ及び報告に関する事。 4. 寝具・その他生活必需品の調達及び管理保管に関する事。 5. 物資・資機材等の調達及び管理保管に関する事。 6. 市有車両及び必要車両の把握並びに調達に関する事。 7. 緊急予算の編成及び資金の調達に関する事。 8. 所管公共施設の被害調査に関する事。 9. 大規模な災害が発生した場合における国及び県に対する要望及び陳情に関する事。* （*：業務継続計画には掲載していないが、分掌事項とするもの）
		・調査班	・税務課長	・収納課長	・税務課	1. 被害状況の調査に関する事。 2. 被災調査及び被災台帳の作成に関する事。

部 名	部 長	班 名	班 長	副班長	班 員 (所属課名)	分 掌 事 項
					・収納課	3. 被災証明の受付・発行に関する事 4. 被災証明の受付・発行に関する事。
・市民生活 部	・市民生活 部長	・地域コ ミュニ ティ 班	・市民協働 課長	・地域コ ミュニ ティ グ ル ー プ リ ー ダ ー	・市民協働 課	1. 地域の防犯に関する協議に関する事。 2. 所管公共施設の被害調査に関する事。 3. 市民・町内会等からの総合窓口に関する事。 4. 部内の連絡調整に関する事。
		・環境・輸 送 班	・生活環境 課長	・環境保 全 グ ル ー プ リ ー ダ ー	・生活環境 課	1. 所管公共施設（斎場・墓地、最終処分場）の被害調査に関する事。 2. クリーンセンターの被害調査に関する事。 3. 火葬に関する事。 4. 遺体安置所の運営に関する事。 5. 避難所のごみの収集運搬に関する事。 6. 災害廃棄物の除去に関する事。 7. 物資の輸送に関する事。 8. 防疫（消毒）作業の実施に関する事。 9. 環境汚染の調査に関する事。* （*：業務継続計画には掲載していないが、分掌事項とするもの）
・厚生部	・健康福祉 部長	・救助班	・福祉課長	・高齢介 護 課 長 ・監 査 事 務 局 長	・福祉課 ・高齢介 護 課 ・監 査 事 務 局	1. 民生委員等、保護司の安否確認等に関する事。 2. 日赤奉仕団への協力要請及び受入に関する事。 3. 障がい者施設、老人福祉施設等の被害状況調査に関する事。 4. 高齢者の在宅福祉サービスの一時休止等の案内に関する事。 5. 要配慮者の安否確認及び応急対策に関する事。 6. ボランティアセンターの開設・運営に関する事。 7. 義援物資等の受入及び配分に関する事。

部 名	部 長	班 名	班 長	副班長	班 員 (所属課名)	分 掌 事 項
						8. 災害救助費の経理に関する事 9. 被災者生活再建支援に関する事 10. 部内の連絡調整に関する事
		・救護班	・健康推進課長	・保険年金課長	・健康推進課 ・保険年金課	1. 施設等の被害状況調査に関する事 2. 日赤救護班等の協力要請及び受入に関する事 3. 災害時の感染症予防対策に関する事 4. 被災者の健康支援に係る保健活動に関する事 5. 救護班の編成及び応急救護所の設置運営に関する事
・建設産業部	・建設産業部長	・建築班	・都市計画課長	・都市計画グループリーダー	・都市計画課	1. 市営住宅・改良住宅の被害調査、応急修理に関する事 2. 被災建築物の応急危険度判定に関する事 3. 被災者の住宅相談業務に関する事 4. 建築制限に関する窓口に関する事 5. 被災住宅の応急修理に関する事 6. 応急仮設住宅の建設に関する事 7. 被災市街地における建築制限の指定に関する事 8. 災害公営住宅の建設に関する事。* (*：業務継続計画には掲載していないが、分掌事項とするもの) 9. 部内の連絡調整に関する事
		・土木班	・都市整備課長	・管理・土地改良グループリーダー	・都市整備課	1. 河川における水防活動の状況判断に関する事 2. 各土地改良区の排水機場施設等の情報収集に関する事 3. 道路・橋りょう、河川・水路の被害調査及び応急復旧に関する事 4. 公園・緑地等の被害調査及び応急復旧に関する事 5. 道路の通行確保に関する事

部 名	部 長	班 名	班 長	副班長	班 員 (所属課名)	分 掌 事 項
						6. 障害物の撤去に関する事。 7. 農業用排水機場の運転管理に関する事。 8. 浸水地域の強制排水に関する事。 9. 災害救助活動に伴う土木工作に関する事。
		・産業班	・産業振興課長	・農政グループリーダー	・産業振興課	1. 所管施設等（尾張津島観光センター、観光交流センター）の被害調査に関する事。 2. 農地・農業用施設及び農作物の被害状況調査に関する事。 3. 農業・中小企業等の復旧事業の融資に関する事。* 4. 農業関係団体及び関係機関との連絡調整に関する事。* （*：業務継続計画には掲載していないが、分掌事項とするもの）
・出納部	・会計管理者	・会計班	・会計課長	・会計グループリーダー	・会計課	1. 指定金融機関の状況調査に関する事。 2. 災害対策経費の出納事務に関する事。 3. 寄付金ならびに義援金の受付と出納事務に関する事。
・消防部	・消防長	・警防班	・消防署長	・統括副署長	・消防署	1. 被害状況等の情報の収集・伝達及び各種対策の検討に関する事。 2. 救急・救出救助活動に関する事。 3. 消防活動（災害の警戒・防御、避難誘導、消火活動、捜索）に関する事。 4. 消防活動受援体制の確保（緊急消防援助隊の要請等）に関する事。 5. 人的被害の把握（消防救急活動分）に関する事。
		・消防班	・消防本部総務課長	・消防本部予防課長	・消防本部総務課 ・消防本部	1. 被害状況等の情報の収集・伝達及び各種対策の検討に関する事。 2. 消防施設等の被災状況の把握に関する事。

部 名	部 長	班 名	班 長	副班長	班 員 (所属課名)	分 掌 事 項
					予防課	3. 消防（水防）団の出動体制に関わること。 4. 消防資機材、物品の調達に関する事。* 5. 危険物施設の状況把握に関する事。 6. 防災関係機関との連絡、伝達に関する事。* 7. 記録及びその集計に関する事。* 8. 予・警報の発令、火災予防に関する事。* 9. 危険物関係施設の予防と保安対策に関する事。* 10. 特殊建築物、延焼拡大危険区域の防御に関する事。* 11. 火災の原因、その他被害調査に関する事。* 12. 部内の連絡調整に関する事。 (*：業務継続計画には掲載していないが、分掌事項とするもの)
・教育施設部	・教育委員会事務局長	・避難所班	・社会教育課長	・市民課長 ・人権推進課長	・社会教育課 ・市民課 ・人権推進課	1. 避難所の開設に関する事。 2. 避難者の保護及び収容に関する事 3. 避難所及び避難者の問い合わせに関する事 4. 避難者への情報の伝達に関する事。 5. 避難所自主運営組織の設置・運営支援に関する事。 6. 避難所におけるDV被害者への対応に関する事。 7. 神守支所、神島田公民館、南文化センター、社会教育施設の被害状況に関する事。 8. 部内の連絡調整に関する事。
		・教育施設班	・学校教育課長	・子育て支援課長	・学校教育課 ・子育て支援課	1. 被災児童・生徒の調査及び保健管理に関する事。 2. 教育施設（小中学校・幼稚園）の被災状況の調査に関する事。 3. 教育施設（小中学校・幼稚園）の応急復旧に関する事。 4. 教科書その他教材の調達等に関する事。 5. 教育施設に対する指示及び情報伝達に関する事。 6. 児童福祉施設の被害状況の調査及び応急復旧に関する事。

部 名	部 長	班 名	班 長	副班長	班 員 (所属課名)	分 掌 事 項
						7. 保育園の安全・安否確認に関する事。 8. 教育施設（給食調理場）の被災状況の確認と報告に関する事。 9. 教育施設（給食調理場）の活用と応急復旧に関する事。 10. 保育園調理室の活用に関する事。
・ 議会部	・ 市議会事務局長	・ 議会班	・ 議事課長	・ 議事グループリーダー	・ 議事課	1. 議員の安否確認に関する事。 2. 議会関係現地調査対応に関する事。 3. 災害対策関係議会等の運営に関する事。* （*：業務継続計画には掲載していないが、分掌事項とするもの）
・ 市民病院部	・ 市民病院事務局長	・ 医療班	・ 市民病院管理課長	・ 市民病院医事課長 ・ 経営企画課長 ・ 看護専門学校事務局長	・ 市民病院管理課 ・ 医事課 ・ 経営企画課 ・ 看護専門学校	1. 災害時における医療及び助産に関する事。 2. 医療班の派遣協力に関する事。 3. 医療品、その他衛生材料の確保に関する事。 4. 市民病院施設の被害調査及び復旧に関する事。 5. 患者の安全確保に関する事。
・ 給排水部	・ 上下水道部長	・ 給排水班	・ 工務課長	・ 管理課長	・ 管理課 ・ 工務課	1. 災害時における応急給水に関する事。 2. 水道にかかわる広報に関する事。 3. 上水道施設（配水場、取水施設、送配水施設）、下水道施設の被害調査・点検に関する事。 4. 終末処理場の安全確保に関する事。 5. 工事中の作業停止に関する事。 6. 本格調査体制の確保・実施に関する事。 7. 上下水道施設の応急復旧に関する事。

別表第2（第4条関係）

津島市災害対策本部員

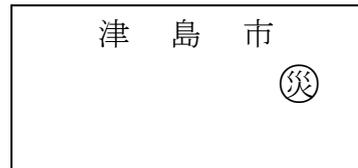
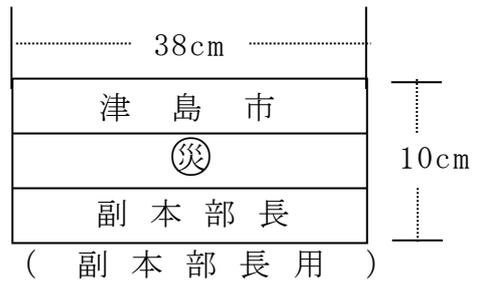
区 分	職
本部長	市長
副本部長	副市長
	教育長
本部員	市長公室長
	総務部長
	市民生活部長
	健康福祉部長
	建設産業部長
	市民病院事務局長
	上下水道部長
	消防長
	会計管理者
	教育委員会事務局長
	市議会事務局長

6 標 識

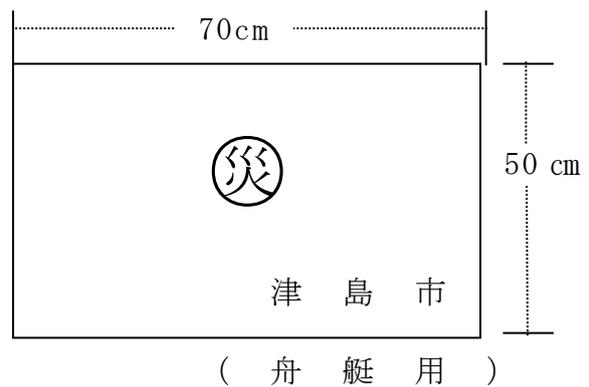
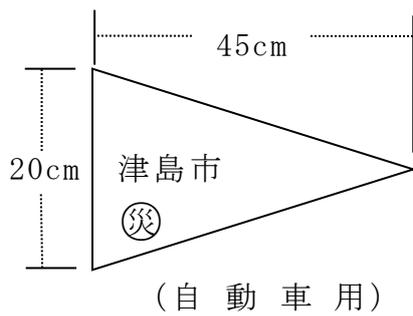
(1) 標示板



(2) 腕章



(3) 標 旗



7 津島市地震災害警戒本部条例

(平成14年6月28日条例第25号)

(目的)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定に基づき、津島市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、市長をもって充てる。

2 本部長は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

4 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

5 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 本部員は次に掲げる者をもって充てる。

(1) 愛知県警察の警察官のうちから市長が任命する者

(2) 市の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者

(3) 市の教育委員会の教育長

(4) 市の消防機関の長のうちから市長が任命する者

(5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者

(6) 市長が特に必要と認めて任命する者

7 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

8 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、市の職員のうちから、市長が任命する。

9 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第1項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 前項の部長に事故があるときは、第1項の部に属する本部員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長がこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

8 津島市地震災害警戒本部要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、津島市地震災害警戒本部条例（平成14年津島市条例第25号）第4条の規定に基づき、津島市地震災害警戒本部（以下「本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織及び分掌事務)

第2条 本部に別表第1に掲げる部、班を置き、同表に掲げる事務を分掌させる。

2 部に部長、班に班長、副班長及び班員を置き、それぞれ同表に掲げる職にある者をもって充てる。

3 部長及び班長はそれぞれ上司の命を受けて所管の事務を掌握し、所属班員を指揮監督する。

4 班員は、上司の命を受けて班務に従事する。

(副本部長)

第3条 地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長、教育長をもって充てる。

2 副本部長は、地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）を助け、本部長に事故があるときは、副市長、教育長の順位により、その職務を代理する。

(本部員)

第4条 地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

2 市職員以外の本部員は、それぞれの所属する機関が実施する機関と本部との総合調整に当たるため、自ら本部に出向し又は代理者を本部に派遣するものとする。

(本部の設置及び廃止)

第5条 本部長は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第9条第1項の警戒宣言が発せられたときは、本部を消防本部内に設置する。

2 本部室に、「津島市地震災害警戒本部」の標示をする。

3 本部室には、本部長があらかじめ指名する本部員等を配備する。

4 本部長は、当該地震予知情報に係る地震災害に関し、津島市災害対策本部が設置されたとき、又は法第9条第3項の警戒解除宣言があったときは、本部を廃止する。

5 本部長は、本部を設置し又は廃止したときは、その旨を直ちに関係機関に通知するものとする。

(本部員会議)

第6条 本部長は、地震防災応急対策に関する事項の実施について協議するため、本部員会議を置く。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

3 本部員は、それぞれの所管業務に関する地震防災応急対策の実施状況について、本部員会議に報告しなければならない。

4 本部員会議は、必要に応じて本部長が召集し、会議の議長は本部長が充たる。

(本部事務局)

第7条 本部に事務局を置く。

2 本部事務局は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 地震防災応急対策等に関し、本部の各組織及び本部と関係機関との連絡調整に関すること。
- (2) 警戒宣言及び地震予知情報等の収集、伝達に関すること。
- (3) 本部員会議に関すること。

3 本部事務局に事務局長を置き、危機管理課長をもって充てる。

4 事務局長は、事務局の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

(雑 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の組織等に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年8月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合においては、改正前の津島市災害対策本部要綱第3条及び別表第2の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「助役」とあるのは、「副市長」とする。

附 則

この要綱は、平成20年8月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

津島市地震災害警戒本部分掌任務

部名	部長	班名	班長	副班長	班員 (所属課名)	分掌事項
・市長公室部	・市長公室長	・危機管理班	・危機管理課長	・危機防災グループリーダー	・危機管理課	<ol style="list-style-type: none"> 警戒本部の設置・運営に関する事。 避難情報の発令に関する事。 災害警戒活動の総括に関する事。 県に対する地震防災応急対策及び避難状況の報告に関する事。 防災関係機関や関係市町村等との連絡調整に関する事。 地震防災応急対策の記録整理に関する事。 自主防災会との連絡・調整に関する事。
		・情報班	・シティプロモーション課長	・企画政策課長	・シティプロモーション課 ・企画政策課	<ol style="list-style-type: none"> 警戒宣言、東海地震予知情報の市民への伝達に関する事。 避難勧告又は命令など地域住民への広報に関する事。 電気通信・ガス・交通機関などの地震災害警戒情報の収集に関する事。 報道機関との情報交換及び協力要請に関する事。 地震災害警戒対策の広報に関する事。 その他の情報収集及び関係機関への連絡に関する事。
		・職員班	・人事秘書課長	・人事グループリーダー	・人事秘書課	<ol style="list-style-type: none"> 職員の勤務及び給与に関する事。 職員の公務災害に関する事。 職員の健康管理に関する事。
・総務部	・総務部長	・総務班	・総務デジタル課長	・庶務グループリーダー	・総務デジタル課	<ol style="list-style-type: none"> 各部の総合連絡調整に関する事。 部内の連絡調整に関する事。

部 名	部 長	班 名	班 長	副班長	班 員 (所属課名)	分 掌 事 項
				—		
		・ 財政・調達班	・ 財政課長	・ 財政グループリーダー	・ 財政課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地震防災応急対策についての予算措置に関すること。 2. 市有財産等の緊急措置に関すること。 3. 寝具・その他生活必需品の調達及び管理保管に関すること。 4. 物資・資機材等の調達及び管理保管に関すること。 5. 市有車両及び必要車両の把握並びに調達に関すること。
		・ 調査班	・ 税務課長	・ 収納課長	・ 税務課 ・ 収納課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害調査体制の確立に関すること。 2. 部内各班への応援に関すること。
・ 市民生活部	・ 市民生活部長	・ 地域コミュニティ班	・ 市民協働課長	・ 地域コミュニティグループリーダー	・ 市民協働課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域の防犯に関する協議に関すること。 2. 市民・町内会等からの総合窓口に関すること。 3. 部内の連絡調整に関すること。
		・ 環境・輸送班	・ 生活環境課長	・ 環境保全グループリーダー	・ 生活環境課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 廃棄物処理関係機関との連絡調整に関すること。 2. 避難所のごみの収集運搬に関すること。 3. 物資の輸送に関すること。 4. 防疫作業に関すること。
・ 厚生部	・ 健康福祉部長	・ 救助班	・ 福祉課長	・ 高齢介護課長 ・ 監査事務局	・ 福祉課 ・ 高齢介護課 ・ 監査事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地震災害救助の実施準備に関すること。 2. 日赤奉仕団との連絡調整に関すること。 3. 高齢者の在宅福祉サービスの一時休止等の案内に関すること。

部 名	部 長	班 名	班 長	副班長	班 員 (所属課名)	分 掌 事 項
				長		4. 要配慮者の警戒対策に関すること。 5. ボランティア団体等に関すること。 6. 部内の連絡調整に関すること。
		・救護班	・健康推進課長	・保険年金課長	・健康推進課 ・保険年金課	1. 薬剤及び資機材の点検確保に関すること。 2. 医師会等に対する連絡調整に関すること。 3. 医療品、その他衛生材料の点検確保に関すること。 4. 被災者の健康支援に係る保健活動に関すること。
・建設産業部	・建設産業部長	・建築班	・都市計画課長	・住宅管理グループリーダー	・都市計画課	1. 建築工事の中断等の指示及び確認に関すること。 2. 市営住宅・改良住宅の緊急措置に関すること。 3. 部内の連絡調整に関すること。
		・土木班	・都市整備課長	・管理・土地改良グループリーダー	・都市整備課	1. 道路・橋りょう及び河川工事の中断等の指示及び確認に関すること。 2. 公園・緑地等の障害物の撤去に関すること。 3. 資機材器具等の点検確認に関すること。 4. 建設関係機関との連絡調整に関すること。 5. 道路の通行確保に関すること。 6. 障害物の撤去に関すること。 7. 交通規制等応急措置に関すること。
		・産業班	・産業振興課長	・農政グループリーダー	・産業振興課	1. 農業関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。

部 名	部 長	班 名	班 長	副班長	班 員 (所属課名)	分 掌 事 項
・出納部	・会計管理者	・会計班	・会計課長	・会計グループリーダー	・会計課	1. 地震防災応急対策に伴う出納事務に関する事。
・消防部	・消防長	・警防班	・消防署長	・統括副署長	・消防署	1. 災害の警戒、防御に関する事。 2. 避難誘導に関する事。 3. 情報の収集及び各種対策通報に関する事。
		・消防班	・消防本部総務課長	・消防本部予防課長	・消防本部総務課 ・消防本部予防課	1. 消防職員の招集に関する事。 2. 消防(水防)団との連絡調整に関する事。 3. 資機材、物品の点検確保に関する事。 4. 防災関係機関との連絡、伝達に関する事。 5. 出火防止及びその他災害予防の広報に関する事。 6. 危険物関係施設の予防と保安対策に関する事。 7. 部内の連絡調整に関する事。
・教育施設部	・教育委員会事務局長	・避難所班	・社会教育課長	・市民課長 ・人権推進課長	・社会教育課 ・市民課 ・人権推進課	1. 避難所の開設に関する事。 2. 避難者の保護及び収容に関する事。 3. 避難所及び避難者の問い合わせに関する事。 4. 避難者への情報の伝達に関する事。 5. 避難所自主運営組織の設置・運営支援に関する事。 6. 部内の連絡調整に関する事。
		・教育施設班	・学校教育課長	・子育て支援課長	・学校教育課 ・子育て支援課	1. 児童・生徒の安全確保に関する事。 2. 教育施設に対する指示及び情報伝達に関する事。 3. 給食調理場の活用(炊き出し)に関する事。

部 名	部 長	班 名	班 長	副班長	班 員 (所属課名)	分 掌 事 項
・議会部	・市議会事務局長	・議会班	・議事課長	・議事グループリーダー	・議事課	1. 情報収集及び市議会議員との連絡に関する事。
・市民病院部	・市民病院事務局長	・医療班	・市民病院管理課長	・市民病院医事課長 ・経営企画課長 ・看護専門学校事務局長	・市民病院管理課 ・医事課 ・経営企画課 ・看護専門学校	1. 応急手当の準備に関する事。 2. 患者の安全確保に関する事。 3. その他必要な措置に関する事。
・給排水部	・上下水道部長	・給排水班	・工務課長	・管理課長	・管理課 ・工務課	1. 上下水道工事の中断等の指示及び確認に関する事。 2. 公共上下水道施設等の緊急措置に関する事。 3. 資機材の点検確保に関する事。 4. 上下水道指定工事店に対する協力要請に関する事。 5. 給水用資材の点検確認と応急給水体制の準備に関する事。

別表第2 (第4条関係)

津島市地震災害警戒本部員

区分	職		根拠条文
本部長	市長		
副本部長	副市長		条例第2条第6項第5号
	教育長		条例第2条第6項第3号
本部員	愛知県津島警察署	警備課長	条例第2条第6項第1号
	中部電力パワーグリッド株式会社 津島営業所	配電課長	条例第2条第6項第2号
	日本郵便株式会社津島郵便局	総務課長	〃
	津島瓦斯株式会社	業務部長	〃
	一般社団法人愛知県トラック協会 尾西支部第4班	代表	〃
	名古屋鉄道株式会社津島駅	助役	〃
	一般社団法人愛知県LPガス協会 西部支部海部北分会	分会長	〃
	消防長		条例第2条第6項第4号
	津島市消防団	団長	〃
	市長公室長		条例第2条第6項第5号
	総務部長		〃
	市民生活部長		〃
	健康福祉部長		〃
	建設産業部長		〃
	市民病院事務局長		〃
	上下水道部長		〃
	会計管理者		〃
	教育委員会事務局長		〃
	市議会事務局長		〃
	津島市議会	議長	条例第2条第6項第6号
	一般社団法人津島市医師会	副会長	〃
津島市歯科医師会	副会長	〃	
一般社団法人津島海部薬剤師会	副会長	〃	
津島市赤十字奉仕団	委員長	〃	

9 津島市災害・国民保護対策会議要綱

(趣旨)

第1条 津島市における災害対策及び国民保護対策を総合的に検討し、効率的な施策を推進するため、津島市災害・国民保護対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策会議は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づく地域防災計画（大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第1項各号及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条第1項各号に掲げる事項について定める部分を含む。）の作成及び修正並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第35条の規定に基づく国民の保護に関する計画の作成及び変更のために必要な調整を行うこと。
- (2) 災害対策及び国民保護対策の推進のための総合調整に関すること。
- (3) その他災害対策及び国民保護対策に関して市長が指示する事項

(組織)

第3条 対策会議は、会長、副会長、委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 副会長は、副市長、教育長をもって充てる。
- 4 委員は、各部等の長をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、対策会議を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する順序によりその職務を代理する。

(会議)

第5条 対策会議は、会長が必要に応じて招集し、会長は議長となる。

- 2 会長が必要と認めたときは、関係職員に出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 対策会議に必要な事項を調査研究させるため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長、幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、副市長をもって充てる。
- 4 副幹事長は、市長公室長、消防長をもって充てる。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは市長公室長が、市長公室長に事故があるとき又は市長公室長が欠けたときは消防長がその職務を代理する。
- 6 幹事は、津島市庁内会議規程第20条第2項の幹事課長をもって充てる。
- 7 幹事会は、必要に応じて、職員に説明及び資料提出を求めることができる。
- 8 幹事会は、調査研究した結果を対策会議に報告する。

(部会)

第7条 幹事会議に必要な事項を調査研究させるため、必要と認める数の部会を置く。

2 各部会は、主幹以下の職員のうちから会長が指名する職員で組織する。

3 各部会長は、第6条第6項の幹事のうちから会長が指名する職員をもって充てる。

4 副部会長は、部会の構成員のうちから部会長が指名する職員をもって充てる。

5 部会は、調査研究した結果を幹事会に報告する。

(事務局)

第8条 対策会議、幹事会及び部会の庶務を処理するため、事務局を市長公室危機管理課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月10日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合においては、改正前の津島市地震対策会議設置要綱第3条第3項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「助役」とあるのは、「副市長」とする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

10 災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例

(昭和38年3月15日条例第4号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第84条第1項の規定に基づき災害に伴う応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する事項を定めるものとする。

(損害補償)

第2条 法第65条第1項の規定又は、同条第2項において準用する第63条第2項の規定により、災害に伴う応急措置の業務に従事させられた者がそのため死亡し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）、消防法（昭和23年法律第186号）第25条第2項若しくは第29条第5項（同法第36条において準用する場合を含む。）の規定により、消防作業に従事した者又は水防法（昭和24年法律第193号）第17条の規定により水防に従事した者に係る損害補償の規定の例によりその者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受けた損害を補償する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

11 津島市災害派遣手当に関する条例

(昭和38年3月15日条例第5号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害派遣手当)

第2条 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する職員が住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要するときは、当該職員に対し、別表に掲げる区分により災害派遣手当を支給する。

(支給方法)

第3条 災害派遣手当の支給方法は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年3月30日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月29日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

市の区域に滞在する期間	30日以内の期間	30日を超え60日以内の期間	60日を超える期間
施設の利用区分			
公用の施設又はこれに準ずる施設 (1日につき)	3,970円	3,970円	3,970円
その他の施設 (1日につき)	6,620円	5,870円	5,140円

備考 この表において、「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業及び旅館営業の施設以外の施設をいう。

12 津島市災害弔慰金の支給等に関する条例

(昭和49年8月9日条例第21号)

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)に基づき、自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給及び自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付を行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害を生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 市民が令第1条に規定する災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、市長はその1人に対して支給することができる。この場合にあっては、全員に対し支給されたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者の死亡の推定については、法第4条の規定による。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失によるものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別な事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続き)

第8条 市長は災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、その支給を受ける遺族に対して必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市長は、市民が災害により負傷し、又は、疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付)

第12条 令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
ア 家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以上である損

- | | |
|------------------------------|-------|
| 害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 | 150万円 |
| イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 | 250万円 |
| ウ 住居が半壊した場合 | 270万円 |
| エ 住居が全壊した場合 | 350万円 |
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
- | | |
|--|-------|
| ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 | 150万円 |
| イ 住居が半壊した場合 | 170万円 |
| ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） | 250万円 |
| エ 住居の全体が滅失若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情があった場合 | 350万円 |
- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。
- 2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年とする。ただし、令第7条第2項かっこ書の場合にあっては、据置期間は5年とする。
- (利率)
- 第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を年3パーセントとする。ただし、延滞の場合は年10.75パーセントとする。
- (償還等)
- 第15条 災害援護資金は年賦償還又は、半年賦償還の元利均等償還とする。ただし、繰上償還をすることができる。
- 2 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定による。
- (規則へ委任)
- 第16条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年7月1日から適用する。

附 則（昭和50年8月13日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年12月28日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の津島市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の規定は昭和51年9月7日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則（昭和53年7月11日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の津島市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則（昭和57年12月28日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害

障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和62年3月31日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1号の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成3年12月25日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成23年12月28日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。

13 津島市災害見舞金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害により津島市内において被害を受けた市民に対し、見舞金を支給することにより、被災者を救済することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「災害」とは、暴風、豪雨、洪水、地震、落雷その他の自然災害及び火災をいう。

2 この要綱において、「被災者」とは、本市に住所を有する者をいう。

(見舞金の支給)

第3条 前条の災害により市内において別表左欄に定める被害が生じたときは、市は死亡した者の遺族及び被害を受けた世帯の世帯主に対し、それぞれ右欄に定める見舞金の支給を行う。

(死亡見舞金の受取人)

第4条 死亡見舞金の支給については、津島市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年津島市条例第21号。以下「条例」という。）第4条の規定を準用する。

(支給の制限)

第5条 見舞金は、その被害が当該世帯員の故意又は重大な過失により生じたものであるときには支給しない。

(届出)

第6条 見舞金の支給を受けようとする者は、災害が発生した日から60日以内に被災届（様式第1）を市長に提出しなければならない。

(調査事項)

第7条 市長は、第3条の見舞金を支給するときは津島市災害見舞金支給調査表（様式第2）により、次に掲げる事項を調査のうえ行うものとする。

- (1) 死亡者又は負傷者の住所、氏名、性別、生年月日、死亡又は負傷の年月日及びその状況
- (2) 住家の損壊等の状況

2 市長は、見舞金の支給に関し当該被災者に必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(除外)

第8条 条例第3条及び第9条の規定により災害弔慰金等の支給を受けたものは、この要綱による見舞金の支給はしない。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

別表（第3条関係）

被 害	見 舞 金
死 亡	1人につき 100,000円
負傷（入院1か月以上）	〃 20,000円
住家の全壊した世帯	1世帯につき 50,000円
〃 全 焼 〃	〃 50,000円
〃 半 壊 〃	〃 30,000円
〃 半 焼 〃	〃 30,000円
〃 床上浸水（一時的に居住できなくなったとき） 〃	〃 10,000円

（注） 住家には、寄宿舍及び宿泊所を含めない。

14 通信施設・設備等

MCAデジタル無線設備（900MHz帯）

種別	個別番号	個別局名称	設置場所
管理局	100	本部	津島市役所市長公室危機管理課
移動局	101	本部避難所	〃
	102	本部予備1	〃
	103	本部予備2	〃
	104	本部予備3	〃
	105	避難所1	〃
	106	避難所2	〃
	107	避難所3	〃
	108	避難所4	〃
	109	避難所5	〃
	110	避難所6	〃
	111	避難所7	〃
	112	避難所8	〃
	113	東自主防災	東小学校区自主防災会
	114	西自主防災	西小学校区コミュニティ推進協議会 自主防災部会
	115	南自主防災	南小学校区コミュニティ推進協議会 自主防災部会
	116	北自主防災	北校区自主防災会
	117	神守自主防災	神守小学校区自主防災会
	118	蛭間自主防災	蛭間校区自主防災会
	119	高台寺自主防災	高台寺小学校区自主防災会
	120	神島田自主防災	神島田小学校区コミュニティ推進協議会防 災安全部会

15 無線局等

1 衛星携帯電話

個数	配置場所	備考
2	市長公室危機管理課	津島市災害対策本部用
	市長公室危機管理課	
1	健康福祉部健康推進課	
1	津島市医師会	
1	津島市消防本部	
2	津島市民病院	対策本部用
	津島市民病院	DMA T用
1	津島警察署	

2 高度情報通信ネットワーク

種別	施設	個数	設置場所
固定局	市役所	1	津島市役所屋上PH内 (ぼうさいつしまし)
無線専用電話		1	市長公室危機管理課
PHS子機		6	〃
無線専用FAX		1	〃
固定局	消防署	1	津島市消防本部内 (ぼうさいつしましょうぼう)
260MHz帯 可搬型無線電話		1	津島市消防本部内

3 消防無線

種別	呼び出し名称	出力	電波の型式・周波数	設置場所	無線局種別	配置数
基地局	つしましょうぼう	20W	デジタル消防専用無線電話 5K80G1D 264.38125MHz 264.53125MHz	津島市埋田町2丁目70-1 津島市消防本部構内	基地局	1
陸上移動局	つしま200	5W	264.75625MHz 264.98125MHz	指揮本部(指揮車)	可搬型 移動局	2
	つしま201		265.13125MHz 265.45625MHz	警防通信室		
	きゅうきゅうつしま1	5W	265.23125MHz 265.53125MHz	救急車1号(高規格)	デジ タル 車載移 動局	16
	きゅうきゅうつしま2		265.90625MHz	救急車2号(高規格)		
	きゅうきゅうつしま3		5K80G1E 265.20625MHz	救急車3号(高規格)		
	つしま1			タンク車1号		

陸上移動局	つしま2	2W		ポンプ車1号	デジタル携帯移動局	10
	つしま3			ポンプ車2号		
	つしま4			タンク車2号		
	つしま31			はしご車		
	つしま41			救助工作車		
	つしま51			指揮車		
	つしま61			広報車1号		
	つしま62			広報車2号		
	つしま63			広報車3号		
	つしま71			資搬車2号		
	つしま72			資搬車1号		
	つしま73			査察車		
	つしま100			津島市埋田町2丁目70-1 津島市消防本部構内		
	つしま101					
	つしま102					
	つしま103					
	つしま104					
	つしま105					
	つしま106					
つしま107	アナログ携帯移動局	40				
つしま108						
つしま109						
陸上移動局			つしま400	1W	署活系移動無線 F3E 466.4750MHz 466.5375MHz 防災相互 F3E 466.7750MHz	津島市埋田町2丁目70-1 津島市消防本部構内
			つしま401			
			つしま402			
			つしま403			
			つしま404			
			つしま405			
			つしま406			
			つしま407			
			つしま408			
			つしま409			
	つしま410					
	つしま411					
	つしま412					
つしま413						

つしま414			
つしま415			
つしま416			
つしま417			
つしま418			
つしま419			
つしま420			
つしま421			
つしま422			
つしま423			
つしま424			
つしま425			
つしま426			
つしま427			
つしま428			
つしま429			
つしま430			
つしま431			
つしま432			
つしま433			
つしま434			
つしま435			
つしま436			
つしま437			
つしま438			
つしま439			

16 愛知県災害救助法施行細則（抜粋）

昭和40年10月29日 愛知県規則第60号
最終改正 令和2年12月28日 愛知県規則第80号

（趣旨）

第1条 この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。）の施行に関する事項を定めるものとする。

（救助実施区域の公告）

第3条 知事は、法による救助（以下「救助」という。）を実施するときは、すみやかに救助を実施する市区町村の区域を公告するものとする。

（救助の程度、方法及び期間）

第5条 令第3条の救助の程度、方法及び期間は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）に定めるところによる。ただし、知事は、これによることができない特別の事情があると認めるときは、その都度内閣総理大臣に協議し、これを超えて救助を実施するものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する
- 2 （省略）

17 災害救助法施行細則（第5条関係）

令和5年4月1日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たった際の輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込) / 泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間 (災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たった際の輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,775,000円以内	災害発生の日から 20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置でき

資料編 附属資料

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
		3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。		<p>る。(50戸未満であっても個数に応じた小規模な施設を設置できる)</p> <p>3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。</p> <p>4 供与期間は2年以内</p>
		<p>○賃貸型応急住宅</p> <p>1 規模 建設型仮設住宅に準じる</p> <p>2 基本額 地域の実情に応じた額</p>	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	<p>1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。</p> <p>2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。</p>
炊き出しその他による食品の給与	<p>1 避難所に収容された者</p> <p>2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者</p>	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	<p>食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。</p> <p>(1食は1/3日)</p>
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上。
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</p>	<p>1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。</p> <p>2 下記金額の額以内</p>	災害発生の日から10日以内	<p>1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額</p> <p>2 現物給付に限ること</p>

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	19,200円	24,600円	36,500円	43,600円	55,200円	8,000円
	冬	31,800円	41,100円	57,200円	66,900円	84,300円	11,600円
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300円	8,400円	12,600円	15,400円	19,400円	2,700円
	冬	10,100円	13,200円	18,800円	22,300円	28,100円	3,700円

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から 7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000 円以内	災害発生の日から 3ヵ月以内 (災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヵ月以内)	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800 円 中学生生徒 5,100 円 高等学校等生徒 5,600 円	災害発生の日から（教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） 219,100 円以内 小人（12 歳未満） 175,200 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり3,500 円以内 一時保存 ○既存建物借上費 通常の実費 ○既存建物以外 1 体当たり5,500 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,700 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第1項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
		イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

18 災害救助法の適用基準

1 適用の要件

- (1) 災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。
- (2) 法による救助の要否は市(区)、町、村単位で判定すること。
- (3) 原則として同一の原因による災害であること。

2 適用基準（災害救助法施行令第1条第1項）

(1) 住家等への被害が生じた場合

ア 市(区)町村内の全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数がそれぞれ次の世帯数以上に達したとき（第1号）。

市(区)町村の人口		住家滅失世帯数
5,000人未満		30世帯
5,000人以上	15,000 "	40 "
15,000 "	30,000 "	50 "
30,000 "	50,000 "	60 "
50,000 "	100,000 "	80 "
100,000 "	300,000 "	100 "
300,000 "		150 "

イ 被害世帯数がアの基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が2,500世帯以上に達した場合であって、市(区)町村の住家滅失世帯数が次に示す世帯以上に達したとき（第2号）。

市(区)町村の人口		住家滅失世帯数
5,000人未満		15世帯
5,000人以上	15,000 "	20 "
15,000 "	30,000 "	25 "
30,000 "	50,000 "	30 "
50,000 "	100,000 "	40 "
100,000 "	300,000 "	50 "
300,000 "		75 "

ウ 被害世帯数がア又はイの基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合であって、市(区)町村で多数の世帯の住家が滅失したとき（第3号前段）。

エ 被害世帯数がア、イ及びウに該当しないが、下記の特別な事情がある場合であって、市(区)町村で多数の世帯の住家が滅失したとき（第3号後段）。

- ・災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(注) 適用の基準となる被害世帯の換算等の計算は、次の方法による。

- ① 住家の滅失した世帯の算定にあたっては、全焼、全壊、流出等により住家の滅失した世帯数のほか、住家が半壊半焼等著しく損傷した世帯においては2世帯をもって、床上浸水又は土砂たい積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した一の世帯とみなす。
- ② 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なく、あくまでも世帯数で計算する。例えば、被害戸数は1戸であっても、3世帯が居住していれば3世帯として計算する。
- ③ 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活本拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。
- ④ 多数の世帯とは、四囲の状況に応じて個々に判断されるべきものであるが、最低5世帯以上をいう。

(2) 生命・身体への危害が生じた場合

被害が、ア、イ、ウ及びエに該当しないが、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、下記の基準に該当したとき（第4号）。

- ・災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- ・災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出につい

19 避難所・避難場所及び整備予定施設一覧

指定緊急避難場所 8箇所							
施設名	電話番号	所在地	避難する場所（一時避難可能人数 2㎡/人）				
			洪水	高潮	津波	内水氾濫	地震
東小学校	26-2426	立込町 1-17	体育館及び校舎 2階以上 (2,101 人)				グラウンド (2,161 人)
西小学校	28-3011	大和町 1-14	体育館及び校舎 2階以上 (3,073 人)				グラウンド (3,303 人)
南小学校	26-3348	常盤町 4-20	体育館及び校舎 2階以上 (2,379 人)				グラウンド (3,451 人)
北小学校	26-2597	松原町 37	体育館及び校舎 2階以上 (2,031 人)				グラウンド (2,929 人)
神守小学校	28-4034	神守町字中町 13	体育館及び校舎 2階以上 (2,743 人)				グラウンド (1,839 人)
蛭間小学校	28-4044	蛭間町字逆川東 848	体育館及び校舎 2階以上 (2,092 人)				グラウンド (2,182 人)
高台寺小学校	31-1028	神尾町字江西 61	体育館及び校舎 2階以上 (1,502 人)				グラウンド (2,812 人)
神島田小学校	31-0771	中一色町東郷 80	体育館及び校舎 2階以上 (2,118 人)				グラウンド (1,921 人)
計			18,040 人				20,598 人

※ 洪水・高潮・内水氾濫・津波の危険が迫っている場合は、速やかに体育館から小学校校舎 2階以上へ移動する。

指定避難所 8箇所			
施設名	電話番号	所在地	収容可能人員 (4㎡/人)
東小学校（体育館）	26-2426	立込町 1-17	157 人
西小学校（体育館）	28-3011	大和町 1-14	197 人
南小学校（体育館）	26-3348	常盤町 4-20	197 人
北小学校（体育館）	26-2597	松原町 37	110 人
神守小学校（体育館）	28-4034	神守町字中町 13	118 人
蛭間小学校（体育館）	28-4044	蛭間町字逆川東 848	117 人
高台寺小学校（体育館）	31-1028	神尾町字江西 61	119 人
神島田小学校（体育館）	31-0771	中一色町東郷 80	166 人
計			1,181 人

避難所（市所有） 20箇所			
施設名	電話番号	所在地	収容可能人員 (4㎡/人)
天王中学校（体育館）	28-2654	宮川町 2-45	307 人
藤浪中学校（体育館）	26-2961	西柳原町 4-45	223 人
藤浪中学校（柔剣道場）			120 人
神守中学校（体育館）	28-4054	百島町字観音坊 32-1	201 人
神守中学校（至誠館）			130 人
暁中学校（体育館）	31-3911	唐臼町囲外 1	230 人
中央児童館	26-3540	橘町 5-18	50 人
看護専門学校	26-4101	橘町 6-34	61 人
新開こども園	24-3645	新開町 5-6	28 人
児童科学館	24-8743	南新開町 2-74	92 人
総合保健福祉センター	23-1551	上之町 1-60	84 人
西地域防災コミュニティセンター	23-6011	下新田町 2-241	33 人
老人福祉センター	28-7561	宮川町 1-43	17 人
大崎会館	23-3495	中地町 3-29-1	37 人
南文化センター	24-6161	今市場町 3-64	48 人
共存園保育所	26-2468	東洋町 2-34	30 人
文化会館	24-1122	藤浪町 3-89-10	394 人
生涯学習センター	24-1187	菟原町字椋木 5	135 人
錬成館	24-8001	中一色町中山 26	331 人
神島田公民館	32-1501	中一色町東郷 22-1	35 人
計			2586 人

避難所（民間所有） 10箇所			
施設名	電話番号	所在地	収容可能人員 (4㎡/人)
ふじなみこども園	25-4648	寺前町 2-71	69 人
三和第一保育園	28-7576	大縄町 9-43	149 人
神守こども園	24-0510	神守町字古道 8-4	27 人
百島幼稚園	25-4046	百島町字牛屋 41	114 人
昭和幼稚園	28-4060	葉苅町字稲葉 33-2	39 人
あたごこども保育園	25-1017	東愛宕町 2-83	22 人
神島田保育園	31-0672	中一色町東郷 4	36 人
津島高等学校	28-4158	宮川町 3-80	276 人
津島北高等学校	28-3414	又吉町 4-1	265 人
津島東高等学校	24-6001	蛭間町字弁日 1	217 人
計			1,214 人

民間協力一時避難場所 32箇所							
企業名	電話番号	所在地	利用可能日時	避難する場所（一時避難可能人数 2㎡/人）			
				洪水	高潮	内水氾濫	津波
中北薬品株式会社	32-1431	白浜町字番場 52-1	営業時間内	外階段部分（70人）			
ニューコーポ金柳一番館	光商事（株）	金柳町字北脇 205	24時間対応	3階以上の共用廊下及び外階段（750人）			
ニューコーポ金柳二番館	052-882-4716	金柳町字北脇 205	24時間対応	3階以上の共用廊下及び外階段（633人）			
株式会社新弘	28-5544	大坪町字小割 4-1	営業時間内	食堂、会議室及び2階以上の作業場（460人）			
ナビシティ津島	24-6258	宇治町字小切 40-2	24時間対応	3階以上の共用廊下及び外階段（468人）			
株式会社 T D E C	26-2167	越津町字新田 30-1	営業時間内	食堂及び屋上（150人）			
西尾屋シーエーティガイ株式会社	25-8561	百島町字観音坊 83	営業時間内	外階段部分（10人）			
海部東農業協同組合	23-7311	神守町字中町 15	営業時間内	3階大会議室及び3階廊下部分（140人）			
株式会社バックタケヤマ	24-5781	蛭間町字樹田 322-1	営業時間内	5階食堂及び倉庫部分（120人）			
株式会社名光精機	33-2311	鹿伏兎町西清水 47	営業時間内	第3工場 3階厚生施設部分（430人）			
社会福祉法人愛燦あいさんテラス	74-0294	中一色町東郷 166	24時間対応	2階スカイデッキ、屋上（70人）			
いちい信用金庫津島営業部	24-9111	東柳原町 1-44-2	営業時間内	屋上（70人）			
長田広告株式会社	26-5251	東柳原町 5-5-1	営業時間内	3階廊下及び4階廊下部分（50人）			
株式会社野田塾	24-2603	西柳原町 3-1	営業時間内	会議室及び研修室（300人）			
株式会社義津屋津島本店	23-7100	大字津島字北新開 351	24時間対応	3階以上駐車場（5,000人）			
株式会社綿新商店	25-1515	今市場町 4-14	営業時間内	事務所、会議室、応接室、スタジオ及び廊下部分（100人）			
津島商工会議所	28-2800	立込町 4-144	営業時間内	3階研修室及び4階大ホール（150人）			
あいち海部農業協同組合	28-6688	大縄町 9-63	営業時間内	3階第1研修室、第2研修室及び3階廊下部分（225人）			
有限会社辰栄製作所	24-4931	江東町 2-77	営業時間内	食堂及び会議室（60人）			
株式会社義津屋津島北テラス	23-7100	片岡町 60	24時間対応	屋上駐車場（1,000人）			
株式会社そうぎょう	22-0190	常盤町 3-1-5	営業時間内	5階食堂、第2会議室及び廊下（70人）			
株式会社さなる	26-1839	今市場町 3-36-1	営業時間内	4階、5階、6階教室（136人）			
三和テクノ株式会社	24-5200	宮川町 1-72	営業時間内	2階廊下、3階廊下、食堂、和室、会議室、屋上（90人）			
株式会社 葵精工	31-1801	唐臼町柳原 93	営業時間内	2階食堂（100人）			
サカエ理研工業株式会社	24-2221	椿市町字三ノ割 1	営業時間内	第2工場3階食堂、4階大会議室（150人）			
三菱重工メキエンジン株式会社	69-7800	鹿伏兎町下子守 23	営業時間内	2階会議室（74人）			
ビレッジハウス愛宕1号棟	ビレッジハウス マネジメント 東海支社 052-269-3845	愛宕町 9-51	24時間対応	3階以上の共用廊下及び外階段（78人）			
ビレッジハウス愛宕2号棟			24時間対応	3階以上の共用廊下及び外階段（78人）			
ビレッジハウス愛宕3号棟			24時間対応	3階以上の共用廊下及び外階段（78人）			
ビレッジハウス愛宕4号棟			24時間対応	3階以上の共用廊下及び外階段（78人）			
ビレッジハウス寺野1号棟		寺野町字青塚前 1	24時間対応	3階以上の共用廊下及び外階段（78人）			
ビレッジハウス寺野2号棟			24時間対応	3階以上の共用廊下及び外階段（78人）			
計				11,504人			

福祉避難所 16箇所	
施設名	所在地
特別養護老人ホーム恵寿荘	唐臼町半池 72-6
特別養護老人ホーム長寿の里・津島	江西町 1-3-1
介護老人福祉施設第二陽だまりの里	寺野町字好土 44
老人保健施設第一アミニティつしま	東柳原町 3-47-1
老人保健施設第二アミニティつしま	東柳原町 3-45
老人保健施設六寿苑	南新開町 1-112-1
介護老人保健施設パビリオン	葉苺町字綿掛 56
介護老人保健施設第二六寿苑	杵前町 5-31-1
特定施設入居者生活介護陽だまりの里	下切町字見祢ソ 11
身体障害者療養施設ゆうとびあ恵愛	元寺町 3-97-1
障がい者センターあいさんハウス	上新田町 2-200
津島ケアセンターまほろば	南本町 2-1
愛宕ケアセンターまほろば	東愛宕町 1-54-3
デイサービスまごのて	鹿伏兎町東清水 146
みんなの家介護付有料老人ホーム	宇治町小切 95
みんなの家デイサービス	宇治町小切 95

整備予定の施設

名称	用途	所在地	完成予定年度
神守上町公園	避難場所を補完する施設	神守町字中切 46	令和 5 年度
神守中町公園	避難場所を補完する施設	神守町字中町 209	令和 5 年度
神守下町公園	避難場所を補完する施設	神守町字五反田 27	令和 11 年度
避難所周辺整備（神守地区）	避難所周辺の避難経路	神守町地内	令和 7 年度
避難所周辺整備（蛭間地区）	避難所周辺の避難経路	大木町地内	令和 7 年度
耐震性貯水槽（東小）	発災直後の飲料水の確保	立込町地内	令和 7 年度
耐震性貯水槽（西小）	発災直後の飲料水の確保	大和町地内	令和 7 年度
耐震性貯水槽（南小）	発災直後の飲料水の確保	常盤町地内	令和 6 年度
耐震性貯水槽（北小）	発災直後の飲料水の確保	松原町地内	令和 7 年度
耐震性貯水槽（神守小）	発災直後の飲料水の確保	神守町地内	令和 6 年度
耐震性貯水槽（天王中）	発災直後の飲料水の確保	宮川町地内	令和 11 年度
耐震性貯水槽（藤浪中）	発災直後の飲料水の確保	西柳原町地内	令和 11 年度
耐震性貯水槽（神守中）	発災直後の飲料水の確保	百島町地内	令和 11 年度
耐震性貯水槽（暁中）	発災直後の飲料水の確保	唐臼町地内	令和 11 年度

整備済みの施設

名称	用途	所在地
耐震性貯水槽（神島田地区）	発災直後の飲料水の確保	中一色町東郷 80
耐震性貯水槽（高台寺地区）	発災直後の飲料水の確保	神尾町字江西 61
耐震性貯水槽（蛭間地区）	発災直後の飲料水の確保	蛭間町字坂川東 848
避難所周辺整備（神島田地区）	避難所周辺の避難経路	中一色町地内
避難所周辺整備（蛭間地区）	避難所周辺の避難経路	大木町地内

20 救護所

名 称	所 在 地
東小学校	立込町 1-17
神守小学校	神守町字中町 13

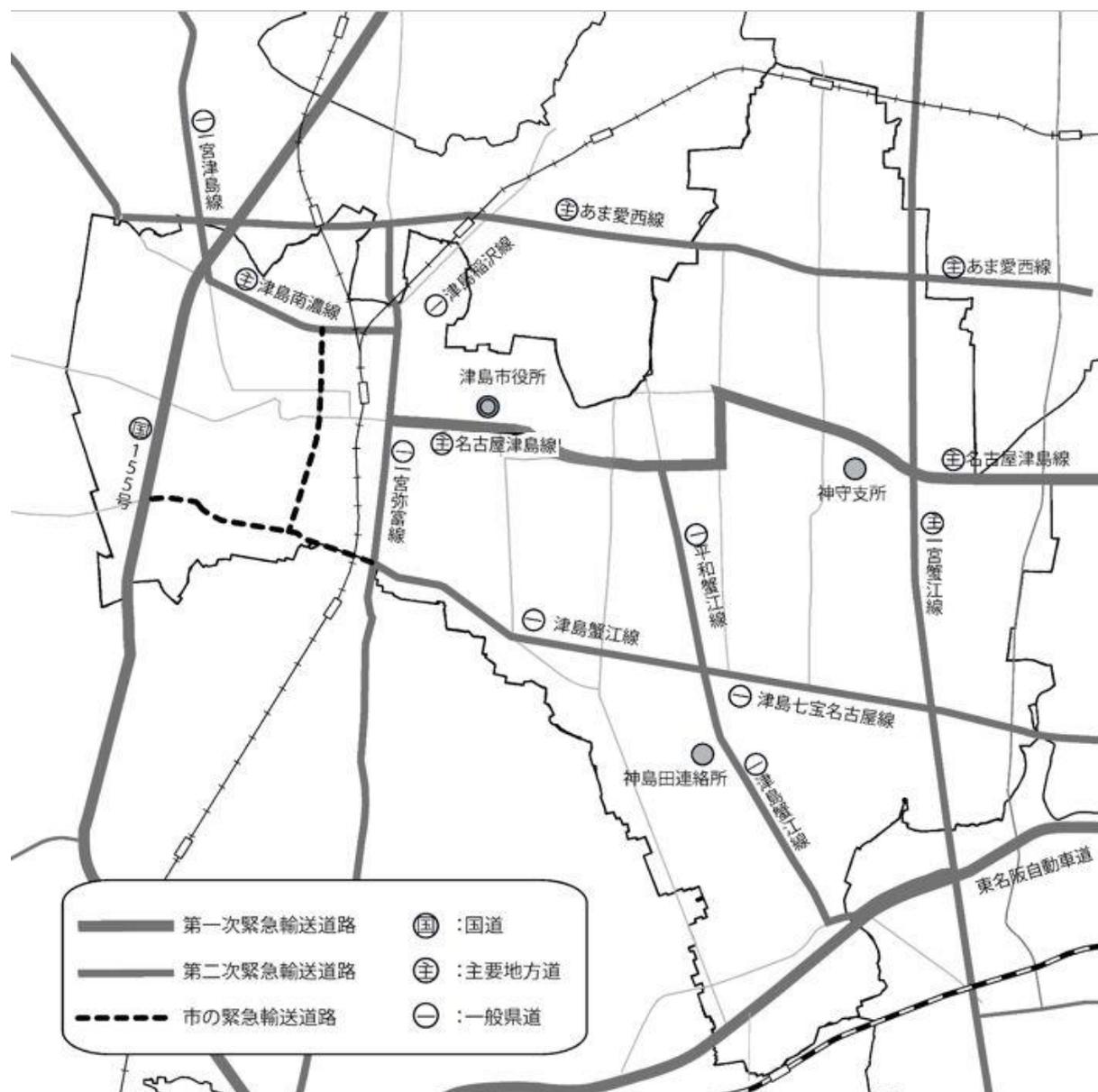
21 広域避難場所

名 称	所 在 地	面 積
東公園(県防災拠点指定場所)	中一色町中山 2 6	5 3, 0 0 0 m ²
津島高校グラウンド	宮川町 3 丁目 8 0	2 1, 8 4 4 m ²

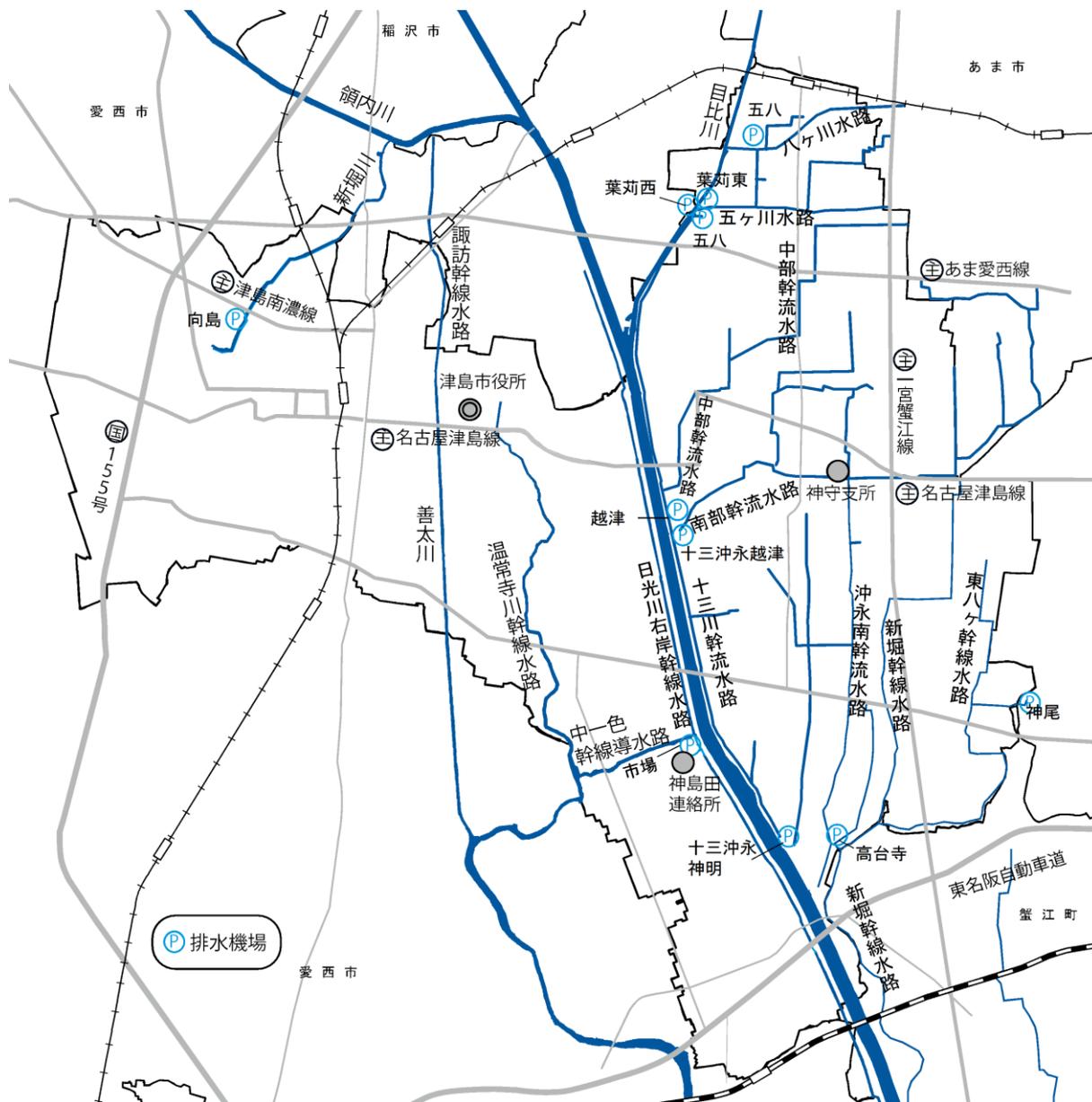
22 緊急時ヘリコプター離着陸可能場所

名 称	所 在 地	所有者 又は 管理者	電話番号	面積 (m ²)	機種別
1 津島高等学校 運 動 場	宮川町 3-80	学校長	(0567) 28-4158	21,844	中型
2 津島北高等学校 運 動 場	又吉町 4-1	学校長	(0567) 28-3414	15,000	小型
3 津島東高等学校 運 動 場	蛭間町字弁日 1	学校長	(0567) 24-6001	20,609	中型
4 神守中学校 運 動 場	百島町字観音坊 32-1	学校長	(0567) 28-4054	19,000	小型
5 暁中学校 運 動 場	唐臼町囀外 1	学校長	(0567) 31-3911	18,564	中型
6 天王川公園	宮川町 1	市長	(0567) 26-2828	10,000	中型
7 東公園	中一色町中山 26	市長	(0567) 24-8001	32,900	大型
8 津島市生涯学習セ ン タ ー 運 動 場	莪原町字椋木 5	知事	(0567) 25-6051	13,965	中型

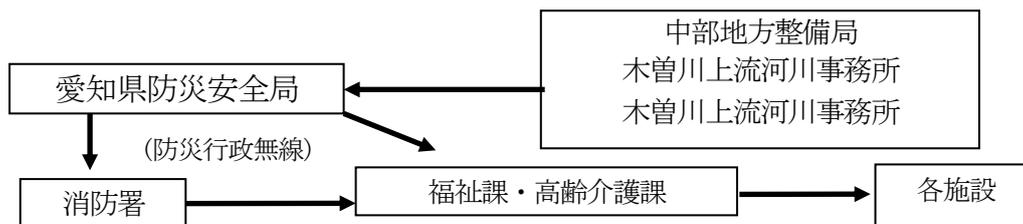
24 緊急輸送路



25 水路図



26 水防法第15条における対象施設への伝達系統



No	施設区分	施設名	住所	電話番号
1	病院	津島市民病院	橘町3丁目73番地	28-5151
2	病院、デイケア、ショートステイ	安藤病院	唐臼町半池72番地1	31-4070
3	病院、デイケア	津島中央病院	葉苺町字綿掛63番地	24-1111
4	有床診療所	貴子ウィメンズクリニック	申塚町1丁目122番地	23-5786
5	有床診療所	医療法人雄峰会 真野産婦人科	北新開128番地1	26-4556
6	有床診療所	医療法人佳信会 クリニックつしま	百島町黒佛2番地	28-7111
7	有床診療所	大橋産婦人科クリニック	埋田町2丁目63番地	26-7111
8	幼稚園・保育園	津島幼稚園	古川町3丁目64番地	26-2465
9	幼稚園・保育園	百島幼稚園	百島町牛屋41番地	25-4046
10	幼稚園・保育園	瑞泉寺つしま幼稚園	舟戸町40番地	26-2465
11	幼稚園・保育園	双葉幼稚園	西柳原町1丁目53番地	26-7643
12	幼稚園・保育園	新開こども園	新開町5丁目6番地	24-3645
13	幼稚園・保育園	真こども園	神尾町字江西84番地	31-0628
14	幼稚園・保育園	昭和幼稚園	葉苺町稲葉33番地2	28-4060
15	幼稚園・保育園	唐臼保育園	唐臼町郷里55番地	32-2126
16	幼稚園・保育園	神守こども園	神守町字古道8番地4	24-0510
17	幼稚園・保育園	三和第一保育園	大縄町9丁目43番地	28-7576
18	幼稚園・保育園	三和第二保育園	城山町1丁目1番地	25-2238
19	幼稚園・保育園	ふじなみこども園	寺前町2丁目71番地1	25-4649
20	幼稚園・保育園	あたごこども園	東愛宕町2丁目83番地	25-1017
21	幼稚園・保育園	神島田保育園	中一色町東郷4	31-0672
22	幼稚園・保育園	蛭間保育園	蛭間町字高瀬831	28-2713
23	幼稚園・保育園	共存園保育所	東洋町2丁目34	26-2468
24	老人保健施設	老人福祉センター	宮川町1丁目43番地	28-7561
25	老人保健施設	神島田祖父母の家	鹿伏兎町上郷198番地	32-2151
26	養護老人ホーム	天王川荘	中地町4丁目65番地	26-2872
27	特別養護老人ホーム、ショートステイ、デイサービス	恵寿荘	唐臼町半池72番地6	32-2631

資料編 附属資料

28	特別養護老人ホーム、ショートステイ、デイサービス	長寿の里	江西町1丁目3番地1	28-0294
29	特別養護老人ホーム、ショートステイ、デイサービス 軽費老人ホーム	第二陽だまりの里	寺野町字好土4番地	69-7999
30	老人保健施設、ショートステイ、デイケア	老人保健施設第一アミニティつしま	東柳原町3丁目47番地1	24-0112
31	老人保健施設、ショートステイ、デイケア	老人保健施設第二アミニティつしま	東柳原町3丁目45番地	24-0113
32	老人保健施設、ショートステイ	老人保健施設 六寿苑	南新開町1丁目112番地1	23-3611
33	老人保健施設、ショートステイ、デイケア	老人保健施設 第二六寿苑	杵前町5丁目31番地1	22-2622
34	老人保健施設、ショートステイ、デイケア	老人保健施設 パビリオン	葉苺町字綿掛56番地	24-0114
35	ショートステイ、特定施設入居者生活介護、デイサービス	みんなの家	宇治町小切95番地	23-7233
36	ショートステイ、デイサービス	津島ケアセンター まほろば	南本町2丁目1番地	22-5766
37	デイサービス	デイサービスまごのて	鹿伏兎町東清水146番地	32-5258
38	デイサービス	ネットワーク愛知デイサービス活き生き	中一色町西沢30番地	33-0880
39	デイサービス	デイサービスいいたに	大和町2丁目131番地	24-6413
40	デイサービス	リハビリデイサービス ひまわり	菟原町字郷西30番地1	22-5558
41	デイサービス	デイサービスセンター サンテラス	葉苺町字綿掛58番地	26-5111
42	デイサービス	愛宕ケアセンター まほろば	東愛宕町1丁目54番地3	55-9596
43	デイサービス	デイサービス すみれ	藤里町1丁目42番地2	69-5150
44	デイサービス	デイサービス向陽	唐臼町当理32番地	33-0735
45	デイサービス	ゆいまーるの家	新開町1丁目67番地1	58-4808
46	デイサービス	デイサービスセンター古都	馬場町8番地	25-5104
47	デイサービス	リハビリデイサービス げんき倶楽部	神守町字下町2番地	25-8803
48	デイサービス	津島柔整リハビリデイサービスセンター	常盤町4丁目33番地7	23-3339
49	デイサービス	デイサービス ドルトワールひだまり	杵前町4丁目28番地1	24-5411
50	デイサービス	デイサービスとくとく	神守町字五反田52番地	24-5885
51	デイサービス	青塚ケアセンターまほろば	青塚町6丁目142番地	31-8151
52	デイケア	後藤整形外科 通所リハビリテーション	南新開町1丁目100番地	25-5511
53	デイケア	津島リハビリテーション病院 通所リハビリテーション	南新開町1丁目114番地	23-2800
54	特定施設入居者生活介護	特定施設入所者生活介護 陽だまりの里	下切町字見祢ツ11番地	23-1001
55	小規模多機能型居宅介護	ナイス・ホーム	愛宕町4丁目113番地	26-3699
56	認知症対応型共同生活介護	グループホーム恵寿荘	唐臼町四反田25番地	31-0012
57	認知症対応型共同生活介護	グループホームぬくもり	葉苺町字綿掛55番地	26-5112
58	認知症対応型共同生活介護	グループホーム長寿の里	江西町4丁目148番地	28-0294
59	認知症対応型共同生活介護	グループホームふるかわ	古川町2丁目56番地	25-0300
60	生活介護、短期入所、施設入所支援、就労移行支援、 就労継続支援B型	障がい者センター あいさんハウス	上新田町2丁目200番地	24-3725

資料編 附属資料

61	就労定着支援	障がい者センターあいさんハウス就労定着支援事業所	上新田町2丁目200番地	24-3725
62	短期入所	お泊り訓練施設くじら本家	唐臼町郷裏77番地1	33-0036
63	短期入所	しらすぎホーム	蛭間町榊田329番地1	23-3160
64	短期入所	ほーみい	本町1丁目67番地	74-3101
65	日中一時支援	あそーと	本町1丁目67番地	74-3101
66	共同生活援助	しらすぎケアホーム	蛭間町榊田329番地2	58-1490
67	共同生活援助	共同生活援助 あいぎ	大和町2丁目98番地2	55-7723
68	共同生活援助	希望の家	下切町城屋敷1	23-7233
69	短期入所	短期入所希望の家	下切町城屋敷1	23-7233
70	共同生活援助	グループホームこすもす	神守町一丁目30番地3	97-3925
71	共同生活援助	こだまのいえ天王川公園	中地町3丁目46番地4	69-8750
72	共同生活援助	パンダの家	常盤町4丁目5番地3	25-2777
73	共同生活援助	グループホームわおん愛宕	愛宕町8丁目141番地10	080-7078-3127
74	共同生活援助	NOIE TSUSHIMA	百島町献上8番地1	28-8521
75	生活介護、就労継続支援B型、地域活動支援センター	彩雲館	上之町1丁目54番地2	24-7111
76	生活介護、日中一時支援	しらすぎ福祉園	蛭間町字弁日177番地	25-8226
77	生活介護	障がい者デイサービス Good	愛宕町4丁目8番地1	55-8616
78	生活介護、短期入所、施設入所支援、地域活動支援センター	障害者支援施設ゆうとびあ恵愛	元寺町3丁目97番地1	32-5000
79	生活介護	生活介護事業所 ここね	藤浪町4丁目83番地2	22-5233
80	生活介護	リル天王通り	天王通り5丁目21番地	69-9967
81	生活介護	リル神守	神守町字一丁目13番2	31-7232
82	短期入所、共同生活援助	グループホームふわふわ天王通り	天王通り5丁目22番地	55-7212
83	短期入所、共同生活援助	グループホームふわふわ神守	神守町一丁目13番地1	31-7235
84	日中一時支援	スマクト	又吉町2丁目40番地1	24-0009
85	日中一時支援	フレジャー	柳原町1丁目39番地	28-0005
86	日中一時支援	日中一時支援クロ〜バ〜	唐臼町郷裏68番地	33-2122
87	地域活動支援センター	地域活動支援センター彩	宮川町1丁目9	58-2116
88	就労移行支援	就労移行支援事業所 エール津島	天王通り6丁目66番地2	25-5001
89	就労継続支援B型	就労継続支援B型事業所エール津島	天王通り6丁目66番地2	25-5001
90	就労移行支援、就労継続支援B型	障害者就労支援センター 晴	橘町5丁目102番地	22-3257
91	就労継続支援A型	プログレス	又吉町2丁目39番地1	69-6363
92	就労継続支援A型	ほまれの家 津島店	藤里町1丁目52番地 NTT 津島藤浪ビル1F	55-8833
93	就労継続支援B型、就労定着支援	みんなの家	唐臼町柳原55番地	55-9912

資料編 附属資料

94	就労継続支援B型	エール	大木町字郷前3番地	55-7911
95	日中一時支援	え〜る	大木町字郷前3番地	55-7911
96	就労継続支援B型	マリア テレサ	永楽町2丁目2番地3	22-2262
97	就労継続支援B型	ひまわりの丘	鹿伏兎町上子守1番地23	58-3606
98	就労継続支援B型	就労支援センターはひげあ	柳原町5丁目1番地3	31-9110
99	就労継続支援B型	マリアハウス	藤里町2丁目2番地 横井ビル1-B	69-9888
100	就労継続支援B型	スター	愛宕町6丁目2番地4	69-8688
101	就労継続支援B型	津島ワークキャンパス	江東町3丁目181番地4	23-2255
102	就労継続支援B型	就労継続支援B型事業所 まはろキャリア津島	東柳原町2丁目35番地5	31-6785
103	就労継続支援一般型	就労移行支援事業所 まはろキャリア津島	東柳原町2丁目35番地5	31-6785
104	児童発達支援	社会福祉法人 永美福祉会かるがも園	東柳原町3丁目6番地9	58-1490
105	児童発達支援、放課後等デイサービス	児童サポートセンターのびのび	江東町3丁目17番地5	26-1357
106	日中一時支援	地域生活支援サービスつむぎ	本町3丁目6番地1	74-7070
107	児童発達支援	児童デイサービス 芳泉	神守町字中田面5番地1	25-6111
108	児童発達支援、放課後等デイサービス	マムの丘	百島町字献上8番地2	69-7633
109	放課後等デイサービス	ほうせん 津島2	東愛宕町3丁目3番地4	55-7541
110	児童発達支援、放課後等デイサービス	チャイルドウィッシュつしま	新開町2丁目13番地3	97-3242
111	児童発達支援、放課後等デイサービス	児童サポートセンター びーの	中地町3丁目3番地9	26-1205
112	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスたいよう	柳原町1丁目3番地9	28-0044
113	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスふれんど	老松町18番地8	55-8257
114	放課後等デイサービス	就労準備型芳泉	東愛宕町3丁目3番地5	31-7387
115	日中一時支援事業所	NPO法人ていーら あしびなー	中地町3丁目3番地1	75-6160
116	地域活動支援センター事業所	リーベ	大和町1丁目4番地2	23-7301

27 災害拠点病院・救急病院

名称	所在地・電話番号	診療科目	認定年月日 病床数
津島市民病院	〒496-8537 津島市橘町3-73 (0567) 28-5151	内科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、脳神経外科、放射線科、産婦人科、麻酔科、形成外科、消化器科、循環器科、呼吸器科、神経内科、歯科口腔外科、リハビリテーション科、	平成 26.2.1～ 29.1.31 病床数440

28 水防施設・設備

令和4年3月31日現在

管理者		津島市	海部地区水防事務組合					
倉庫名		老松防災	中一色 (北山)	葉苅	百町	埋田	中一色 (清光坊)	菟原
主要 資材	杭木 (4m以上) (本)		400	200	289	180	250	
	杭木 (3m以下) (本)	140	900	400	661	970	700	400
	鋼杭 (1m) (本)		50		50	120	50	50
	縄 (kg)	13	99	79	65	102	56	40
	鉄線 (kg)		48	112	16	112	160	48
	土のう用袋 (枚)	3,500	70,000	37,000	52,000	46,800	77,000	40,000
	大型土のう用袋 (枚)		20	20	20	40	20	20
	ブルーシート (枚)		20	30	40	40	20	20
	ビニールシート (本)		7	8	6	10	8	4
主 要 器 材	たこづち (丁)		15	19	10	15	10	5
	掛矢 (丁)	4	35	15	19	20	15	20
	スコップ (丁)	21	47	80	75	166	26	40
	鋸 (丁)	2	8	7	7	10	5	5
	おの (丁)		15	5	5	5	5	5
	ペンチ (丁)		4	3	3	5	3	3
	ハンマー (丁)		5	3	2	7	5	5
	大ハンマー (丁)		14	14	13	28	13	10
	シノ (丁)		7	8	2	12	3	3
	鎌 (丁)		15	8	8	10	7	5
	一輪車 (台)	2	5	7	7	14	5	5
	クリッパー (丁)		3	1	1	8	3	1
	なた (丁)		3	3	3	13	3	3
	ツルハシ (丁)	3	3	3	3	3	3	3
	み (丁)		20	20	10	30	20	19
	アルミリヤカー (台)		1	1	1	1	1	1
	はしご (基)		3	1	1	2	1	1
	発電機 (台)		(4)	1	2	1		1
	投光器 (発電機搭載) (台)	3	1		1	2	1	1
	強力ライト (個)		(10) 20	20	20	10	20	30
	キャップライト (個)		(20)			70		20
	救命胴衣 (着)		60		10	10		
	小型排水ポンプ (台)	3	11		5	2		
	水中ポンプ (台)					1	1	
チェーンソー (台)				2	5			
船艇 (艇)	1	3	2	1	2	1		
船外機 (台)		3	1	1	4	1		
ゴムボート (艇)					2			

※ () 内は市に保管

29 防災用備蓄資機材

令和5年3月31日現在

食品名	数量
サバイバルフーズ	14,460
アルファ化米 五目	9,850
アルファ化米 田舎ごはん	2,500
アルファ化米 きのこ	10,000

資機材名	数量
簡易貯水槽	15
ガソリン缶	15
救助工具箱セット	44
マルチトイレ	40

資料編 附属資料

食品名	数量
アルファ化米 たけのこ	5,200
アルファ化米 わかめ(個食)	1,000
レトルト 玄米ジューシー	266
レトルト 玄米カレー	250
レトルト 玄米エスニック	250
レトルト 玄米トマト	150
ビスケット	35,760
新生児用ミルク(箱)	336
保存水(2L)	1,500
合計	79,686
資機材名	数量
コードリール	26
投光器	66
組立かまど	2
大ナベ	2
はそり	1
炊き出しセット	2
非常用飲料水袋	2,900
ヘルメット	26
ローソク	250
ハイゼックス	21,000
ポリタンク(200)	20
くい木	140
土のう袋	3,500
ボール	2
御座(ござ)	31
掛矢	4
スコップ	21
ノコギリ	2
つるはし	3
一輪車	2
舟艇	1
毛布	1,576
ガソリン発電機	17
ガス発電機	17
カラーコーン	35
トイレトペーパー	240
カセットコンロ	3
パーソナルテント L	8

資機材名	数量
簡易トイレ(段ボール仕様)	28
ワンタッチトイレ(テント付)	160
レスキューカー	15
凝固剤	9,000
遺体袋	30
災害情報用自転車	3
担架ベッド	41
テント	10
ブルーシート	14
アクアテレスコ	7
防護服	100
造水機	7
応急仮設給水栓	2
耐震性貯水槽用給水栓	6
簡易間仕切り(2畳×5部屋)	10
ワンタッチパーティション	7
災害用アルミマット	10
紙おむつ(新生児)	20,380
紙おむつ(幼児 M)	15,562
紙おむつ(幼児 L)	6,122
紙おむつ(大人 M~L)	8,536
紙おむつ(大人 L~LL)	3,996
生理用品	19,296
哺乳ビン	1,400
災害用エアロフォームマット	20
マスク(大人用)	32,000
マスク(子供用)	3,600
消毒液(手指用5リットル)	40
体温計(非接触型)	24
段ボール間仕切り	800
段ボールベッド	40
フェイスシールド	1,000
避難所用テント	1,217
避難所用マット	282
携帯トイレ	28,000
ガスボンベ	576
3in ケーブルセット	5
マルチサークル(USBハブ)	8

30 消防力

隊員数

令和4年4月1日現在

階級別 所属別	消防 司令長	消防 司令	消防 司令補	消防 士長	消防 副士長	消防士	[再任用] 司令補	[再任用] 消防士長	合 計
消 防 本 部	1								1
総 務 課		1							1
総 務 課 付		2	2	1	1				6
庶務グループ		1	1		1				3
消防団グループ		1		1					2
予 防 課		1							1
危険物グループ		1	1			1	1		4
設備グループ			2	1	1			1	4
消 防 署		5							5
第1警防通信グループ		1	2	1		2			6
第2警防通信グループ		1	1	2		2			6
第3警防通信グループ		1	2		1	2			6
第1救急グループ		1	2	1	2				6
第2救急グループ			3	1	1	1			6
第3救急グループ		1	2	1	2				6
第1救助グループ			1	1	1	1			4
第2救助グループ		1	1	1		1			4
第3救助グループ		1	1		1	1			4
消防グループ		1	2						3
合 計	1	20	23	11	10	11	1	1	78

* 出向者は総務課付に含む。

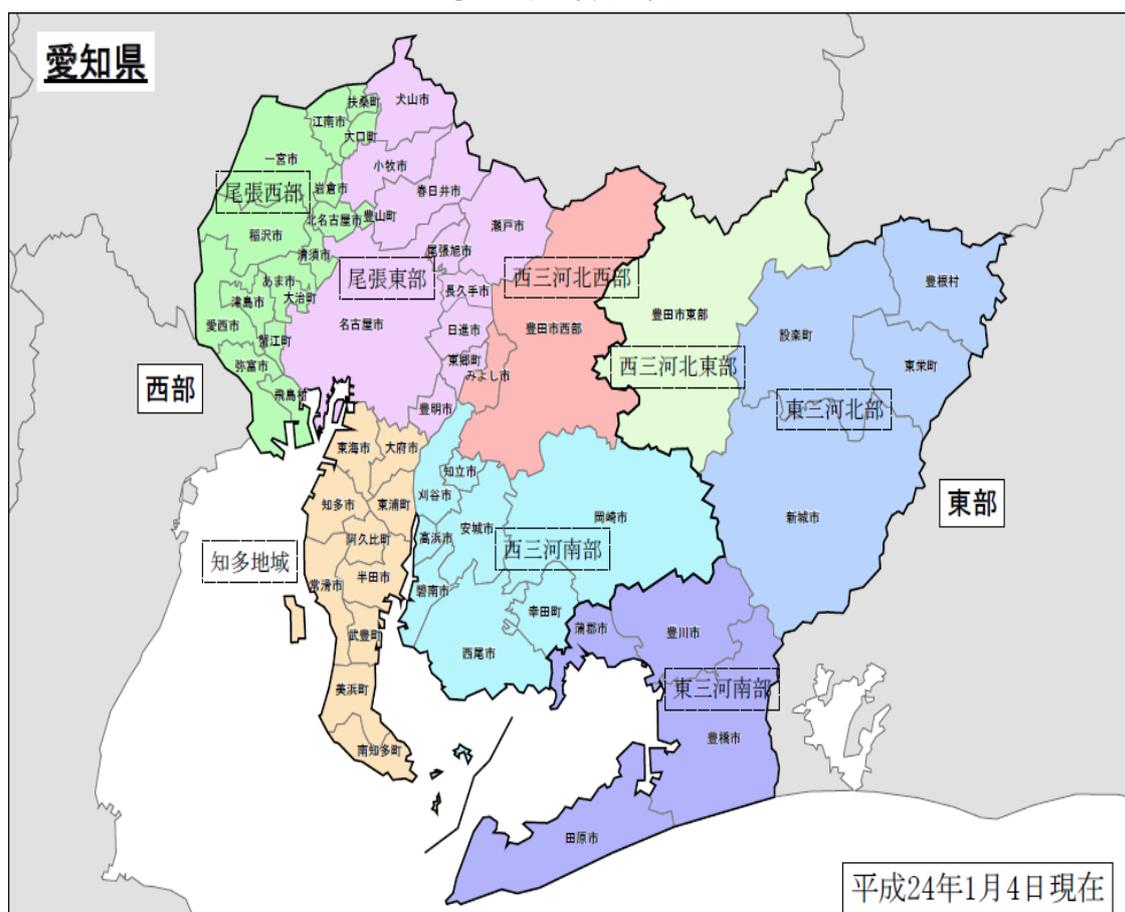
消防団員数

階級別 年齢別	団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	計
20歳未満								
20歳以上25歳未満						1	6	7
25歳以上30歳未満					1	2	6	9
30歳以上35歳未満						3	18	21
35歳以上40歳未満				1	1	2	9	13
40歳以上45歳未満			1		2	6	21	30
45歳以上50歳未満			1	2	2	12	36	53
50歳以上	1	3	6	5	11	8	42	76
計	1	3	8	8	17	34	138	209

31 愛知県予報区において警報・注意報の発表に使用する細分区域

予報区	一次細分区域	地域名	二次細分区域名
愛知県	西部	尾張東部	名古屋市、瀬戸市、春日井市、犬山市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町
		尾張西部	一宮市、津島市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村
		知多地域	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
		西三河南部	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、額田郡幸田町
		西三河北西部	豊田市西部（豊田市東部の区域を除く）、みよし市
	東部	西三河北東部	豊田市東部（旭支所、足助支所、稲武支所及び下山支所各管内）
		東三河北部	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
		東三河南部	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市

愛知県細分区域図



32 気象・水象に関する予報警報

(名古屋地方気象台)

1 特別警報

種類	発表基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

2 津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける)
地震(地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)

3 津島市の警報・注意報発表基準

津島市	府県予報区		愛知県	
	一次細分区域		西部	
	市町村等をまとめた地域		尾張西部	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	20
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	—
	洪水		流域雨量指数基準	善太川流域=7.4
			複合基準 ※1	善太川流域=(11、6.2) 日光川流域=(8、23.3)
			指定河川洪水予報による基準	木曾川中流 [犬山・笠松] 木曾川下流 [木曾成戸] 愛知県日光川水系 日光川 [古瀬]
		暴風	平均風速	20m/s
		暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
		大雪	除雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
		波浪	有義波高	—
		高潮	潮位	※2
注意報	大雨		表面雨量指数基準	10
			土壌雨量指数基準	140
	洪水		流域雨量指数基準	善太川流域=5.9
			複合基準 ※1	善太川流域=(5、5.6) 日光川流域=(5、20.7)

	指定河川洪水予報 による基準	愛知県日光川水系 日光川 [古瀬]
強風	平均風速	13m/ s
風雪	平均風速	13m/ s 雪を伴う
大雪	除雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5 c m
波浪	有義波高	—
高潮	潮位	—
雷	落雷等により被害が予想される場合	
融雪	—	
濃霧	視程	100m
乾燥	最小湿度 30%で、実効湿度 60%	
なだれ	—	
低温	冬期：最低気温－4℃以下	
霜	晩霜期に最低気温 3℃以下	
着氷・着雪	著しい着氷（着雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	100mm

※1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 愛知県が定める基準水位観測所（天白川河口）における高潮特別警戒水位（2.3m）への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合があります。

33 洪水予報

（愛知県水防計画）

1 木曾川、長良川、庄内川※、矢作川、豊川及び豊川放水路

※庄内川と矢田川の洪水予報は、「庄内川洪水予報」の名称により一体で運用されている。

種 類	情報名	発 表 基 準
「洪水警報 （発表）」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」 【警戒レベル5相当情 報（洪水）】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」 【警戒レベル4相当情 報（洪水）】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」 【警戒レベル3相当情 報（洪水）】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき （避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき （水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
「洪水注意報 （発表）」 又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」 【警戒レベル2相当情 報（洪水）】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報 （警報解除）」	「氾濫注意情報 （警戒情報解除）」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く）

		・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

注1：予報区域に複数の基準観測所がある場合（木曾川、長良川、庄内川、矢作川、豊川及び豊川放水路）は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、種類及び情報名を選定するものとする。

注2：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

注3：国土交通大臣が指定した河川における臨時の洪水予報については、氾濫発生情報、氾濫危険情報又は氾濫警戒情報の発表中等に、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、発表されている大雨特別警報の警報等への切替時に、河川氾濫に関する情報として発表するものとする。

2 新川、天白川、日光川、境川及び逢妻川

種類	情報名	発表基準
「洪水警報（発表）」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」 【警戒レベル5相当情報（洪水）】	・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」 【警戒レベル4相当情報（洪水）】	・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」 【警戒レベル3相当情報（洪水）】	・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
「洪水注意報（発表）」 又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」 【警戒レベル2相当情報（洪水）】	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

注1：予報区域に複数の基準観測所がある場合（日光川及び境川・逢妻川）は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、種類及び情報名を選定するものとする。

注2：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

1 通報基準

名古屋地方気象台が定めた「乾燥注意報」、「強風注意報」の基準と同一とする。

2 通報対象区域等

火災気象通報の実施部署、対象区域、通報先及び通報手段は、次のとおりとする。

通報実施部署 名古屋地方気象台 観測予報グループ

通報対象区域 愛知県と名古屋地方気象台において定めた、概ね市町村を単位とする「二次細分区域」単位

通報先 愛知県防災安全局防災部消防保安課

通報手段 気象情報伝送処理システム

3 通報時刻等

毎日05時頃、翌日09時までの気象状況の概況を気象概況として通報する。通報の際、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、これを以って火災気象通報とし、注意すべき事項を付加する。

また、直前の通報内容と異なる見通しとなった場合には、その旨を通報する。

34 水防警報

指定河川、海岸について国土交通大臣又は知事が洪水又は高潮によって災害が起こる恐れがあると認められたとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表であり、水防管理団体の水防活動に指針をあたえることを本質としている。

段 階	内 容
準 備	はん濫注意水位（警戒水位）を超過し、水防資材の整備点検、水門等の開閉準備、幹部員の出動を通知するもの。
出 動	出動水位を超過し、水防団員等の出動を通知するもの。
情 報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの。
解 除	水防活動の終了を通知するもの。

(「愛知県水防計画」)

35 水位情報の周知

国土交通大臣または知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により重大又は相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）について、避難判断水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位。以下、同じ。）を定め、当該河川の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に達したときには、その旨を関係者（知事、水防管理者、量水標管理者）に通知するとともに、一般に周知させるもの。

避難判断水位（特別警戒水位）は市町村が行う避難勧告等の目安となるもので、住民等の避難に資する洪水情報を的確に提供するために定められる性格のものである。

(法第13条第1項・第2項・第3項)

(「愛知県水防計画」)

36 火災気象通報

1 実施官署等

火災気象通報の実施部署、対象区域、通報先及び通報手段は、次のとおりとする。

実施部署	対象区域	通報先	通報手段
名古屋地方気象台観測予報課	愛知県	愛知県防災局災害対策課	防災情報提供システム

2 通報基準

火災気象通報を行う場合の基準は次のとおりとする。ただし、基準は名古屋地方気象台における値とする。

- (1) 実効湿度が60%以下になり、かつ、最小湿度が35%以下になる見込みのとき。
- (2) 実効湿度が60%以下で最小湿度が40%以下になり、かつ、最大風速が10m/s以上になる見込みのとき。
- (3) 最大風速が12m/s以上になる見込みのとき。ただし、降雨・降雪中は通報しないこともある。

3 通報時刻等

- (1) 通報時刻は、原則として午前10時までに実施する。
- (2) 通報事項の有効期間は、発表時から翌日午前10時までとする。

37 火災警報

市長が危険であると認め、かつ、気象の状況が次の各号のいずれかに該当するときに発令する。

- (1) 実効湿度60パーセント以下で、最低湿度30パーセント以下であるとき。
- (2) 実効湿度65パーセント以下で、最低湿度35パーセント以下であって、かつ、現に風速10メートル以上であり、又は風速10メートル以上になると予想される時。
- (3) 現に風速12メートル以上であるとき、又は風速12メートル以上になると予想される時。

2 前項第3号の場合において、降雨若しくは降雪のとき、又は実効湿度70パーセント以上で、最低湿度50パーセント以上であるときは、同項の規定を適用しない。

3 発令した火災に関する警報は、火災予防上、市長がその必要がないと認めたときに解除する。

38 台風の大きさと強さ

大きさの表現

階 級	風速 15m/s の半径
<表現なし>	500km 未満
大型：(大きい)	500km 以上～800km 未満
超大型：(非常に大きい)	800km 以上

強さの表現

階 級	最 大 風 速
<表現なし>	17m/s(34ノット)以上～33m/s(64ノット)未満
強 い	33m/s(64ノット)以上～44m/s(85ノット)未満
非常に強い	44m/s(85ノット)以上～54m/s(105ノット)未満
猛 烈 な	54m/s(105ノット)以上

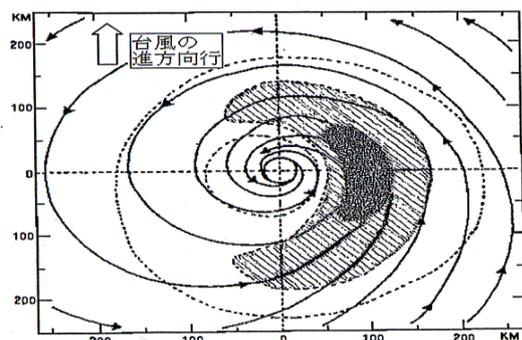
台風

の風

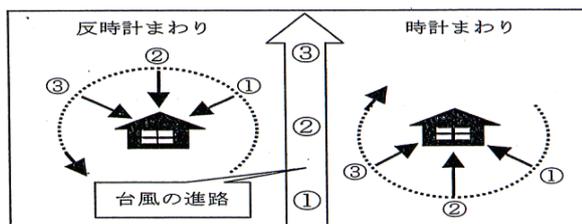
台風は巨大な空気の渦巻きで、地表付近では反時計まわりに強い風が吹きこんでいます。風の強さは台風の中心に向かう程強くなり、台風の眼の中では急激に弱くなります。

移動中の台風では進行方向の右側でより強い風が吹いています。

台風の移動に伴い、進路の右側では時計まわりに、左側では反時計まわりに風向が変化します。



台風周辺の風の流れと風速の分布
陰影部：風が特に強い領域



台風の進路と風向の変化

39 雨観測施設、風向・風速観測施設

区分	設置場所	備考
雨量観測所	津島市埋田町2-70-1 (津島市消防本部)	日光川水系津島観測所
風向・風速観測所	津島市埋田町2-70-1 (津島市消防本部)	津島観測所

40 水位観測所

水系名	河川名	観測所名	設置場所	管理者	備考
日光川	日光川	古瀬	愛西市古瀬町村前14	愛知県	水防テレ
日光川	目比川	目比	津島市葉苅町字九日田489	愛知県	水防テレ
日光川	蟹江川	木田	あま市金岩535	愛知県	水防テレ

41 気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連開設表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意ください。

- (1) 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。
- (2) 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- (3) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがあります。また、震度は通

常地表で観測していますが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。

- (4) 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。
- (5) この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、新しい事例が得られたり、建物、構造物の耐震性の向上などで実状と合わなくなった場合には、内容を変更することがあります。

計測震度	震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリ造建物	ライフライン	地盤・斜面
0.5未満	0	人は揺れを感じない。						
0.5以上 1.5未満	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
1.5以上 2.5未満	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。					
2.5以上 3.5未満	3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
3.5以上 4.5未満	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類音が立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が強く揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転している、揺れに気づく人がいる。				
4.5以上 5.0未満	5弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電線が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が倒れることがある。道路が被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。[停電する家庭もある。]	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5.0以上 5.5未満	5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が開けられない。	補強されていないブロック塀の多くが倒れる。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁(はり)、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。[一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	
5.5以上 6.0未満	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破損するものがある。耐震性の高い建物でも、壁、梁(はり)、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。[一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。]	地震割れや山崩れなどが発生することがある。
6.0以上 6.5未満	6強	立っていることができず、はたがれと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が割れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが倒れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁や柱が破損するものが多い。	ガスを地域で送るための導管、水道の高水施設が被害が発生することがある。[一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	
6.5以上	7	揺れにほんろうさされ、自分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	[広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。]	大きな地震割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

*ライフラインの[]内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。

(注) 計測震度とは、その地点における揺れの強さの程度を数値化したもので、震度計により計測されます。一般に発表される震度階級は、計測震度から換算されます。

42 活断層分布図（愛知県地域防災計画附属資料）



43 地盤沈下

(1) 概況

濃尾平野は、木曾・揖斐・長良の三川はもとより良質な地下水が豊富で、繊維、化学工業の発展をなしてきた。高度経済成長に伴う水需要はますます増大し、地下水の揚水量が多くなったため地下水位の低下が年々大きくなり地盤沈下が進行してきた。

地盤沈下は徐々に長年にわたって継続的に進行し感覚的にわからないが、いったん沈下すれば回復は不可能であるという特性をもっている。この特性は、家屋、道路、河川等の構造物に被害を与えるばかりでなく、昭和34年の伊勢湾台風による記録的な被害も、このような地盤沈下が進行したためである。こうしたことからこの地域は、工業用水法の地域指定（昭和59年）、愛知県公害防止条例の揚水規制区域（昭和49年、尾張南部18市町村）により対策が実施されてきた。

尾張地域における地盤沈下の状況は、地下水揚水量の減少に伴い沈静化の傾向にあるものの、濃尾平野が軟弱地盤であり、渇水等が起これば更なる地盤沈下進行の可能性はあることは否めない。

津島市は、そのほとんどが海拔0メートル以下の地域にあり、このような地盤沈下を防止するため、「県民の生活環境の保全等に関する条例」及び「津島市地下水の保全に関する条例」による地下水の採取量に関する規制や揚水機に関する規制、代替水の利用及び節水・水使用の合理化推進の啓発等さまざまな地下水の保全及び地盤沈下防止の施策を継続していく必要がある。

(2) 尾張地域の年間地盤沈下域の面積と年間最大沈下量の推移
(平成6年～平成24年)(単位：km²)

観測年 沈下量	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
以上	約	約	約	約	約	約		約	約	約	約	約	約			
1 cm	351	3	0	0	4	0	0	3	0	0	6	41	0	0	0	0
2	約 49	0			0			0		0	0	約 0	約 0			
4	0															
6																
8																
10																
12																
最大(cm)	2.84	1.31	1.31	1.31	1.66	1.73	0.80	1.64	1.50	1.20	2.06	2.08	1.27	0.77	0.89	0.94

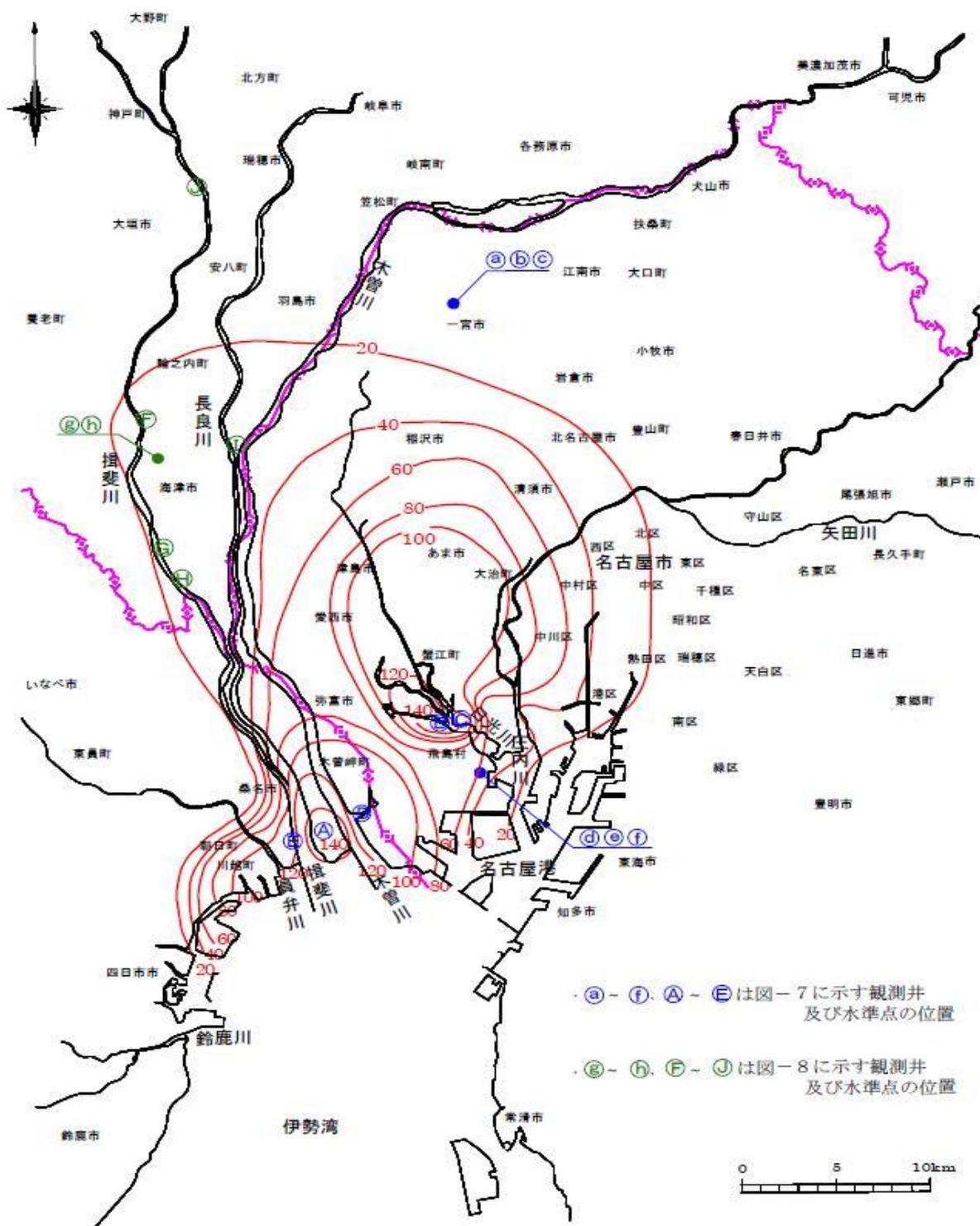
観測年 沈下量	H22	H23	H24
以上			
1 cm	0	0	0
2			
4			
6			
8			
10			
12			
最大(cm)	0.70	0.90	0.99

(愛知県環境部資料)

(注) 1 ※は「1 cm以上」の区分がなかったことを示している。

2 沈下域の面積で「約0」とは、沈下した水準点は存在するものの、沈下域の形成には至らなかった事を示している。また、「0」とは、沈下した水準点も存在しないことを示している。

(3) 昭和 36 年以降の累積沈下量等量線図 (昭和 36 年度～平成 21 年度)



44 危険物（毒物劇物等）大量保有事業所

事業所名	危険物名	所在地	電話番号
玄々化学工業(株) 津島工場	第4類 第1石油類 第2石油類 第5類 硝酸エステル類	津島市神守町字中ノ折74	28-9200
中北薬品(株) 津島工場	第4類 アルコール類	津島市白浜町字番場52-1	32-1432
(株)西日本宇佐美	第4類 第2石油類 第3石油類	津島市橘町3丁目26 津島市宇治町字小船戸1 2-1	26-3151 28-4433

45 ガス製造・大量保有事業所

事業所名	危険物名	所在地	電話番号
(株)宇佐美プロパン 津島充填所	液化石油ガス	津島市宇治町字小舟戸1	28-4433

46 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱

(目的)

第一条 二級河川日光川流域において、河川の越水及び破堤による犯濫のおそれがあるとき、「日光川流域排水調整要綱」(平成22年7月1日制定)に基づき、河川及び内水の排水のために設置された排水機の運転調整(以下「排水調整」という。)を実施するために必要となる防災及び水防機関への通知並びに情報の伝達、収集を円滑に実施することを目的に日光川流域排水対策調整連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(連絡会議の職務)

第二条 連絡会議は前条の目的を達成するため、以下の事項について定める。

- 一 防災、水防に関する関係機関相互の情報の収集、伝達方法
- 二 河川管理者が発した排水調整の発令などの通知、伝達方法及び通知先機関
- 三 前各号に掲げるもののほか、排水調整を実施することにより必要となる事項

(組織)

第三条 連絡会議は、別表に掲げる行政機関の職にあるものにより構成する。

- 2 連絡会議には、会長を置く。
- 3 連絡会議には、副会長を置く。
- 4 連絡会議には事務局を置く。

(会長等)

第四条 連絡会議の会長は、愛知県建設局河川課長とする。

- 2 連絡会議の副会長は、愛知県海部建設事務所流域調整監とする。会長に事故があるときは、副会長が会長の職務を代行する。
- 3 会長は議事その他の会務を総括する。

(連絡会議の開催)

第五条 連絡会議の開催は、会長が召集する。

(事務局)

第六条 連絡会議の事務局は、愛知県建設局河川課に置く。

- 2 事務局は、会長の指示により連絡会議の会務を処理する。

(雑則)

第七条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事項は別に定めることができるものとする。

- 2 この連絡会議において定めた事項は、各市町村が定める地域防災計画及び水防計画に記載し、関係者に周知を図るものとする。

附 則

この要綱は平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年3月6日から施行する。

<別表>

機 関	部 局	官 職
愛知県	防災安全局防災部	災害対策課長
	農林基盤局 農地部	農地計画課長
	建設局	河川課長（会長）
	尾張県民事務所	防災保安課長
	海部県民事務所	県民安全防災課長
	尾張農林水産事務所	建設課長
	同一宮支所	同上
	海部農林水産事務所	同上
	尾張建設事務所	維持管理課長
	一宮建設事務所	同上
	海部建設事務所	流域調整監（副会長）
名古屋市	防災・水防部局	主務課長
一宮市	同上	同上
津島市	同上	同上
江南市	同上	同上
稲沢市	同上	同上
愛西市	同上	同上
清須市	同上	同上
弥富市	同上	同上
あま市	同上	同上
大治町	同上	同上
蟹江町	同上	同上
飛島村	同上	同上
愛知県尾張水害予防組合		事務局長
海部地区水防事務組合		同上

日光川流域の排水調整の通知・伝達系統図

<日光川下流域（日光川内水位観測所）>

□の市町及び各機関は愛知県高度情報通信ネットワーク（FAX一斉指令）により直接海部建設事務所から水位情報等の通知がある。

■の市町村は排水調整対象の排水機があり、県に対し排水調整報告を行う。

